

第 3 期
い の 町

子ども・子育て

支援事業計画

ゆたかな自然につつまれて
やっぱりみんなあいのがすき！
～安心子育てのまち・いの町～

令和7年3月
高知県いの町

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の趣旨と背景	1
2 計画の法的根拠と位置づけ.....	3
3 計画の期間	4
4 策定体制	4
第2章 子ども・子育てに関する現状	5
1 統計でみるいの町の状況	5
2 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況.....	12
3 アンケート調査結果の概要.....	20
第3章 計画の基本理念と基本的な視点	33
1 計画の基本理念.....	33
2 計画の基本目標.....	34
3 施策体系	36
第4章 子ども・子育て支援事業の展開	37
1 教育・保育提供区域の設定.....	37
2 教育・保育の提供体制の確保及び実施時期等	38
3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び実施時期等	40
4 子ども・子育て支援事業の推進体制	53
第5章 子ども・子育て支援施策の充実	55
1 地域全体で子育てする環境づくり	55
2 子どもが自分らしく成長し活躍できる環境づくり.....	59
3 家庭と仕事を両立させる環境づくり	66
4 すべての子育て家庭を支援する環境づくり	68
5 子どもが安全に過ごせるための環境づくり	72
第6章 推進体制	77
1 計画の推進体制.....	77
2 計画の進捗状況の管理・評価.....	77
資料編	78
1 いの町子ども・子育て会議設置条例	78
2 子ども・子育て会議委員名簿.....	79
3 策定経過	80

※「子ども」「こども」「子供」の表記については、原則「子ども」で表記しています。
ただし、法令や制度等については国の表記に準ずるものとします。

第1章 計画策定にあたって



1 計画策定の趣旨と背景

この町（以下、「本町」という。）では、平成27年度に「第1期いの町子ども・子育て支援事業計画」、令和元年度に「第2期いの町子ども・子育て支援事業計画」を策定し、保育などの子育て支援サービスの提供や、すべての子どもが健やかに成長できるためのきめ細やかな支援に取り組んできました。

近年、少子化が日本全体で更に進行し、本町においても子どもの数の減少が続いているなかで、児童虐待や不登校、子どもの貧困といった課題が社会問題となっています。また、新型コロナウイルス感染症の流行は、新たな技術の浸透や生活様式の変化をもたらした一方で、地域の繋がりの希薄化、子育て家庭の孤立や居場所の減少など、子どもたちを取り巻く環境に大きな影響を与えています。

このような状況を踏まえて、国では令和5年4月に「こども家庭庁」を設立するとともに、「こども基本法」が施行され、すべての子どもが幸せな生活を送ることができる「こどもまんなか社会」の実現を目指す方向性が示されています。

本町においても、国の「こども基本法」や、法律に基づいた取組の考え方が示された「こども大綱」（令和5（2023）年12月22日）の考え方を踏まえて、すべての子どもが尊重され、健やかに育ち、幸せに生活できるこの町の実現を目指すための計画として、「第3期いの町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という。）を策定します。



■こども施策に関する法律、制度、近年の動向

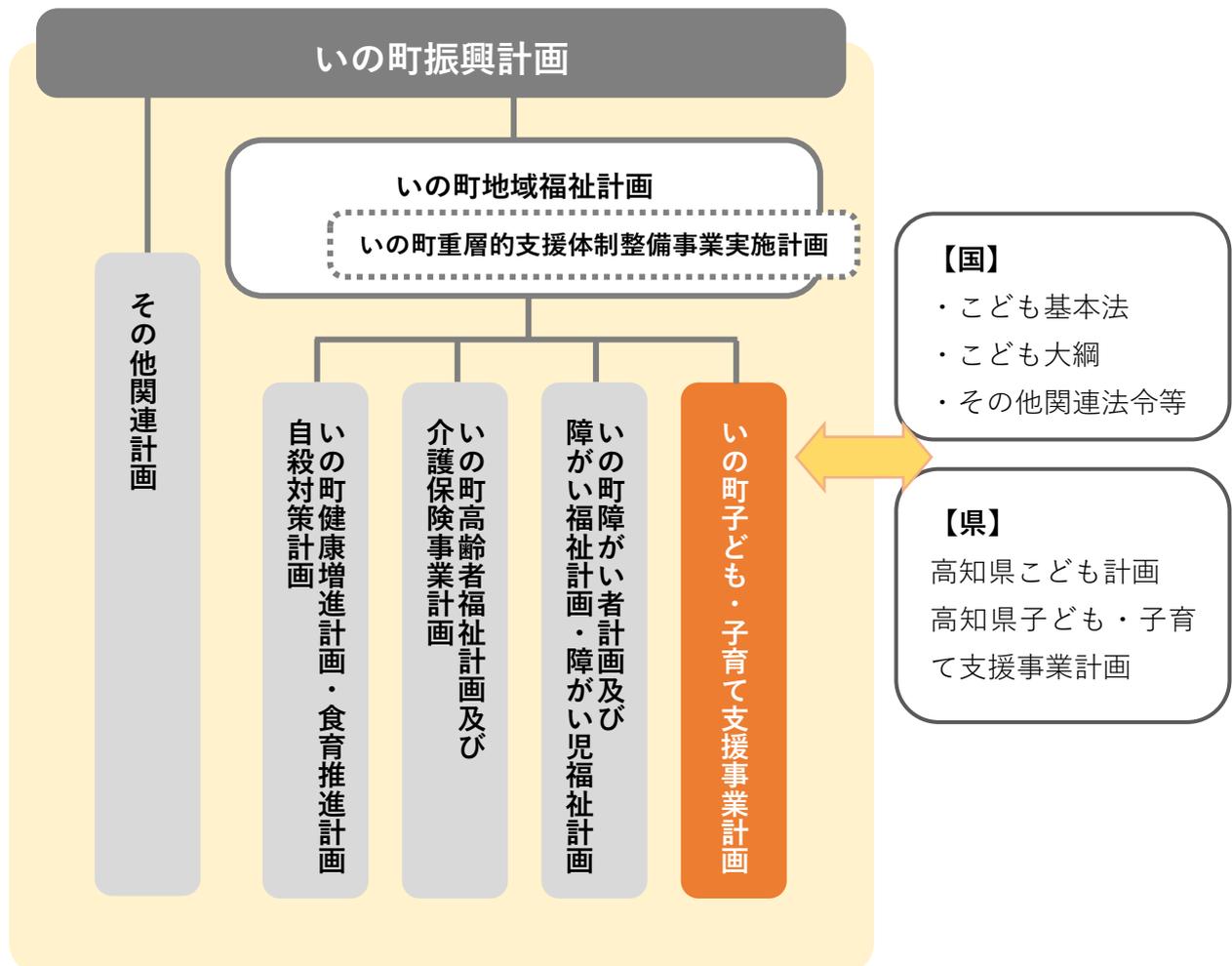
	法律・制度など	内容
令和元年 6月	子どもの貧困対策の推進に関する法律の一部を改正する法律成立	子どもの権利の尊重・教育機会の保障・保護者の就労支援と所得の増大などについて取り組むことを明記。また、市町村においても子どもの貧困対策についての計画策定を努力義務化。
令和元年 11月	子供の貧困対策に関する大綱	子どもの貧困対策の推進に関する法律の改正を踏まえて、子どもの貧困対策に関する理念、取組の方針や重点施策が示された。
令和3年 4月	子供・若者育成推進大綱（令和3年度）	子ども・若者が社会の中で安心できる多くの居場所を持ちながら成長・活躍していけるよう、居場所づくりを含めた子ども・若者育成支援を総合的に推進することが示された。
令和3年 5月	子どもの権利擁護に関するワーキングチームとりまとめ	令和元年に設置された子どもの権利擁護に関するワーキングチームにおける議論を踏まえ、社会的養護や子どもの意見表明のあり方について示された。
令和3年 12月	こども政策の新たな推進体制に関する基本方針	一人ひとりの子どもの Well-being を高め、こどもまんなか社会を目指すために、こども家庭庁を創設することを明記。
令和4年 6月	児童福祉法等の一部を改正する法律成立	児童虐待やヤングケアラーの増加等、子育てに困難を抱える世帯の顕在化を踏まえ、地域子ども・子育て支援事業の拡充を含めた、子育て世帯に対する包括的な支援体制の強化について示された。
令和4年 6月	こども基本法成立	少子化対策、子ども・若者育成支援、子どもの貧困対策の3つの分野に一元的に取り組むことで、子ども・若者の権利の保障やライフステージに応じた切れ目のない支援の充実を図ることとされた。
令和5年 4月	こども家庭庁設立	こどもまんなか社会の実現に向けた取組を後押しするための司令塔として設立され、内閣府の外局として子ども政策全般を所管する。

2 計画の法的根拠と位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画です。なお、本計画は、少子化解消推進対策とも深くかかわりを持つため、次世代育成支援法に基づく「いの町次世代育成支援後期行動計画」の考え方を継承するものとします。

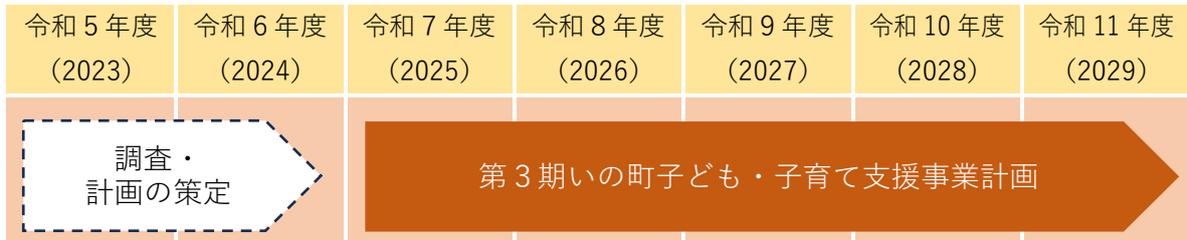
また、本計画は、上位計画である「いの町振興計画」・「いの町地域福祉計画」や、その他関連計画を考慮して策定しています。

■計画の位置づけ



3 計画の期間

本計画の期間は、令和7年度から令和11年度までの5年間とします。計画最終年度である令和11年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。



4 策定体制

「いの町子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたっては、「いの町子ども・子育て会議」を設置し、子ども・子育て支援法第77条第1項に規定する事項（子ども・子育て支援事業計画の内容や保育園の施設の定員設定のあり方）の審議をはじめ、子ども・子育て支援事業に関するニーズ調査、保育・教育の見込み量、提供体制等について審議します。



第2章 子ども・子育てに関する現状

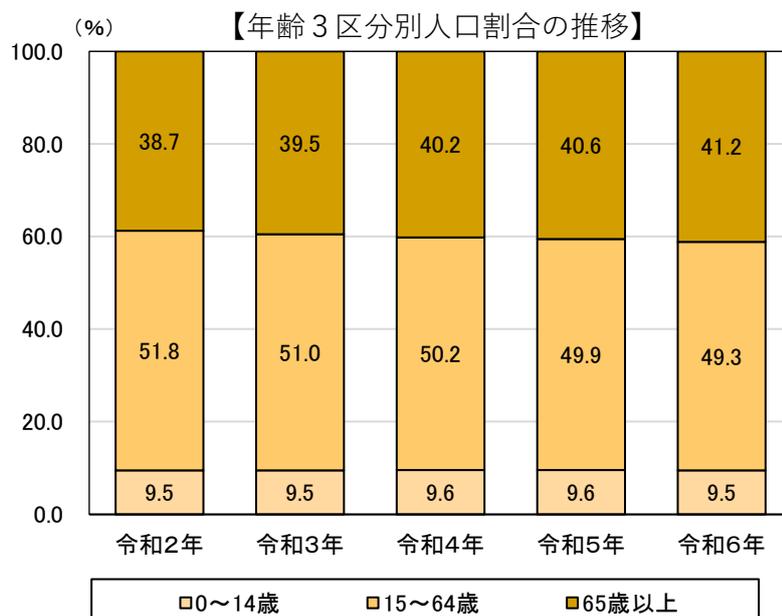
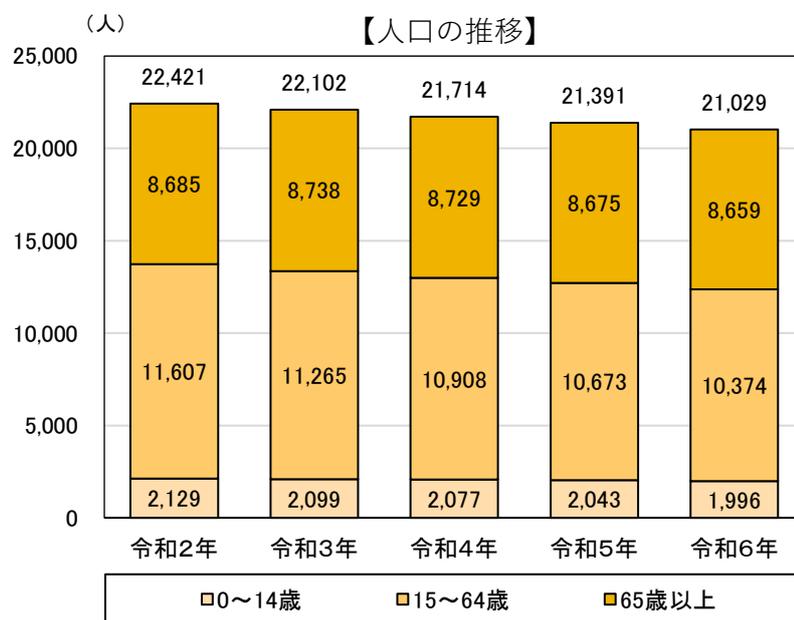


1 統計でみるいの町の状況

(1) 総人口の推移

本町の人口は年々減少しており、令和6年4月時点で21,029人となっています。

年齢3区分別人口の割合についてみると、令和4年以降65歳以上人口は40%を超えている一方、0～14歳人口は10%に満たない状況で推移しており、今後も少子高齢化が進行することが想定されます。



【資料】住民基本台帳（各年4月1日現在）

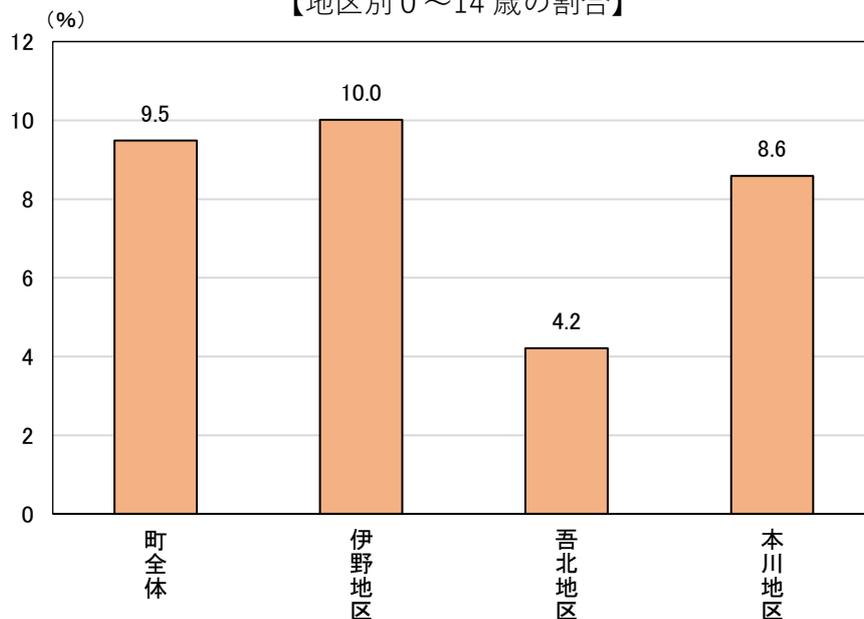
地区別人口の推移についてみると、いずれの地区においても、総人口は減少傾向となっています。特に吾北地区では、他地区の0～14歳の割合が10～12人に1人に対し、25人に1人と深刻な少子化が続いています。

【地区別人口の推移】

(人)

区分		令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
町全体	0～14歳	2,129	2,099	2,077	2,043	1,996
	15～64歳	11,607	11,265	10,908	10,673	10,374
	65歳以上	8,685	8,738	8,729	8,675	8,659
	総人口	22,421	22,102	21,714	21,391	21,029
伊野地区	0～14歳	1,996	1,971	1,954	1,924	1,889
	15～64歳	10,635	10,343	10,042	9,858	9,606
	65歳以上	7,280	7,356	7,384	7,364	7,369
	総人口	19,911	19,670	19,380	19,146	18,864
吾北地区	0～14歳	102	93	93	92	76
	15～64歳	817	774	723	683	649
	65歳以上	1,160	1,144	1,117	1,094	1,079
	総人口	2,079	2,011	1,933	1,869	1,804
本川地区	0～14歳	31	35	30	27	31
	15～64歳	155	148	143	132	119
	65歳以上	245	238	228	217	211
	総人口	431	421	401	376	361

【地区別0～14歳の割合】

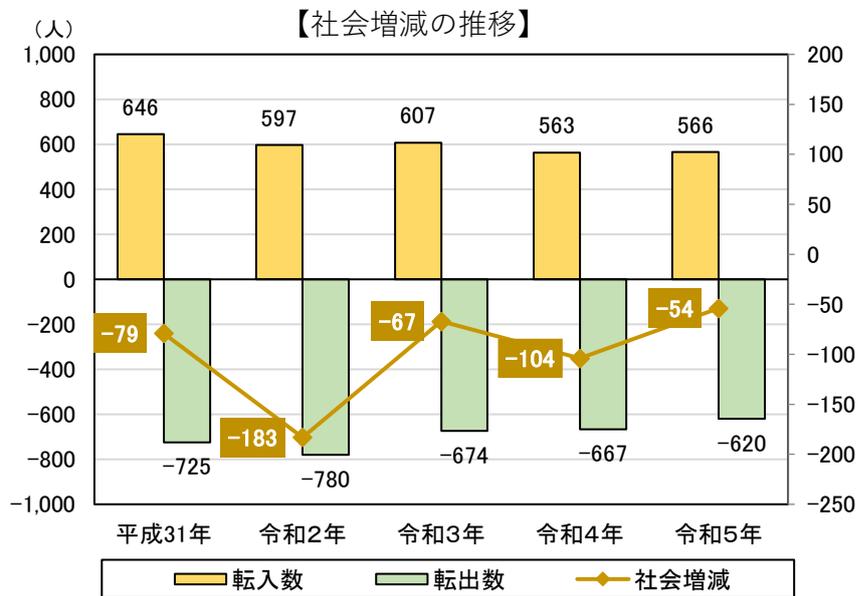
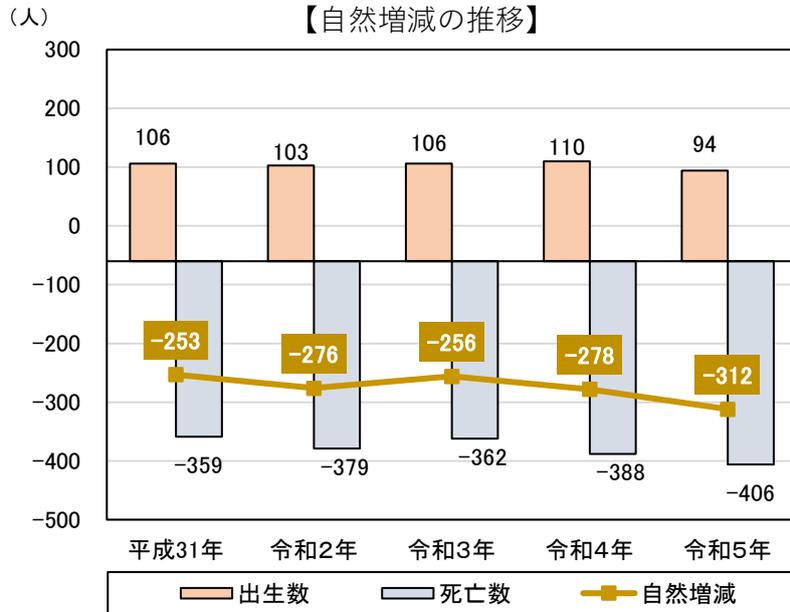


【資料】住民基本台帳（各年4月1日現在）

(2) 人口の動態

人口動態についてみると、自然増減、社会増減ともに減少が続いています。

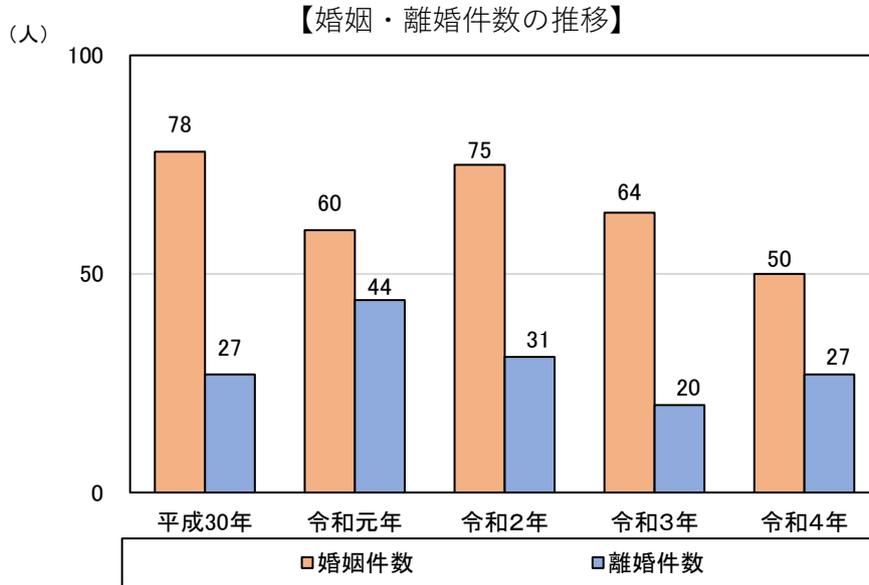
特に自然減が著しく、令和5年の出生数は94人と、100人を下回る状況となり、それに対する死亡数は406人と大幅な自然減がみられます。



【資料】住民基本台帳（各年1月1日現在）

(3) 婚姻・離婚の動向

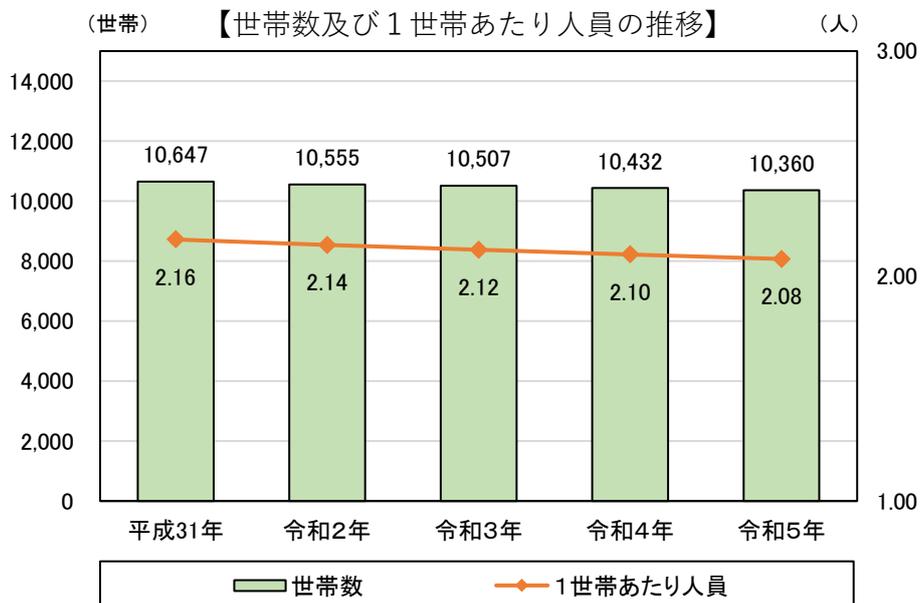
婚姻・離婚の動向についてみると、婚姻件数、離婚件数ともに増減を繰り返しており、令和4年時点では婚姻件数50件、離婚件数27件となっています。



【資料】人口動態調査（各年1月1日～12月31日の間に届け出られたもの）

(4) 世帯の動向

世帯数についてみると、年々微減傾向にあります。また、1世帯あたり人員も減少しており、産む子どもの人数の減少や核家族化の進行がうかがえます。

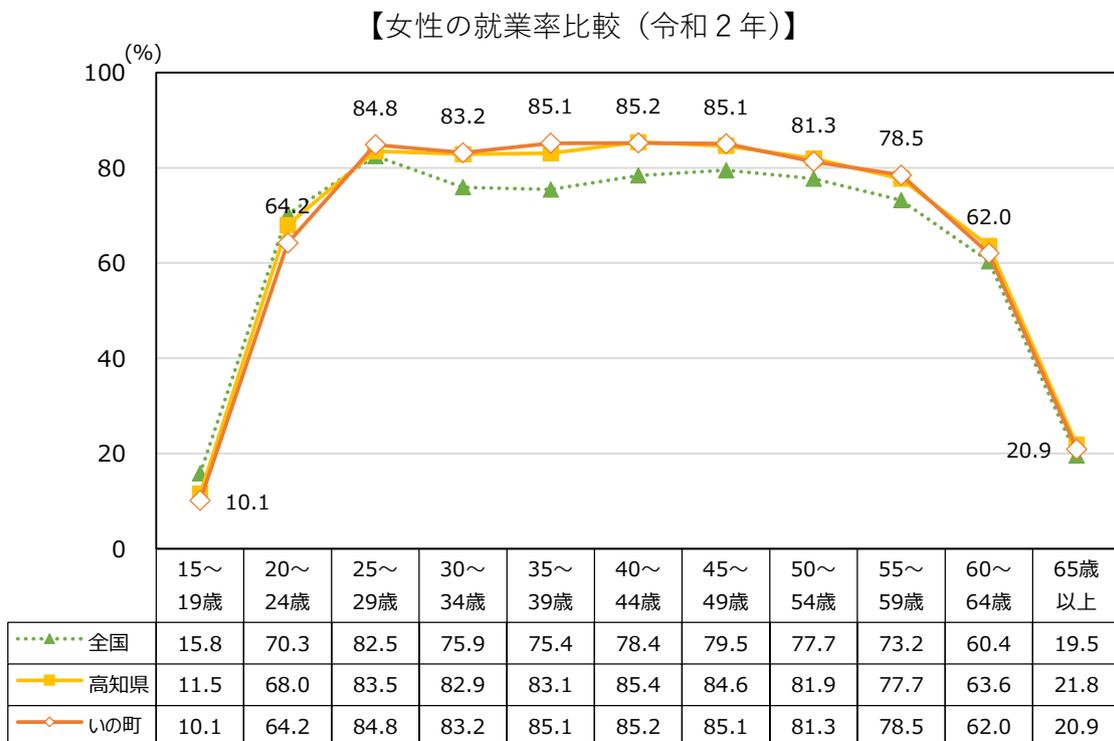
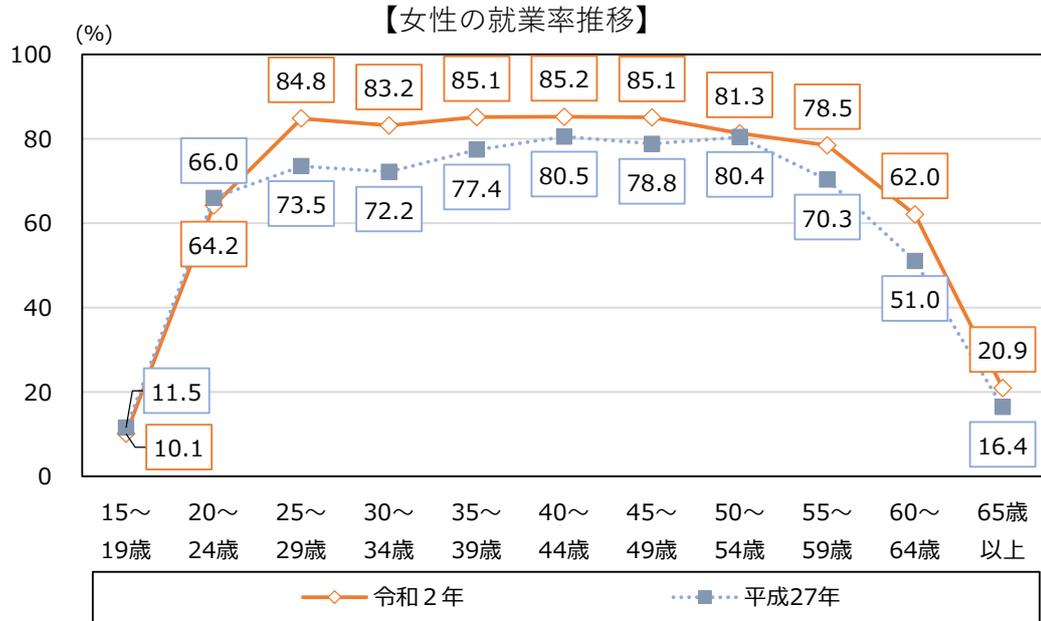


【資料】住民基本台帳（各年1月1日現在）

(5) 女性の年齢別就業率

女性の年齢別就業率についてみると、平成 27 年時点に比べて就業率は増加しており、令和 2 年時点では 20 代後半から 50 代前半までで 80%以上の就業率となっています。

国や県と比較しても就業率は高くなっており、本町の共働き世帯の多さがうかがえます。

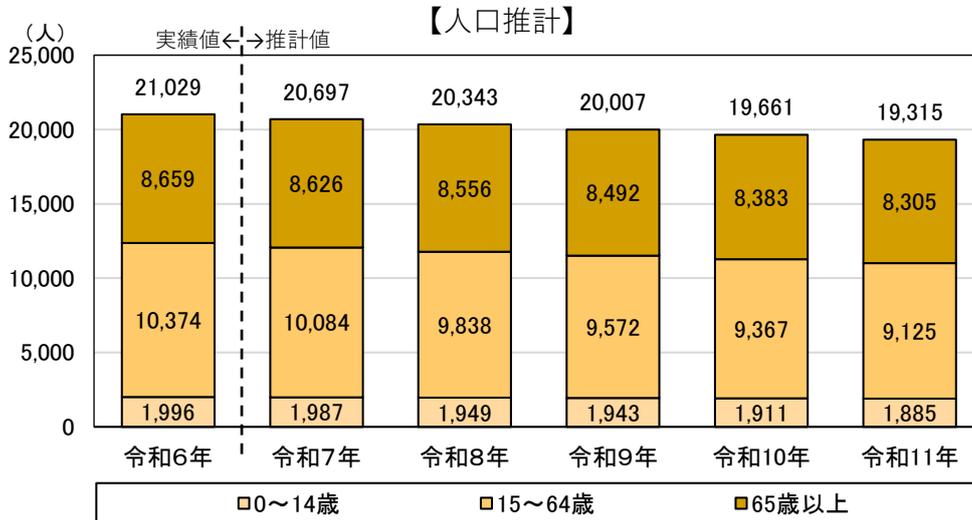


【資料】国勢調査

(6) 人口の将来予測

人口推計についてみると、総人口は令和10年以降20,000人を下回ることが予測されます。

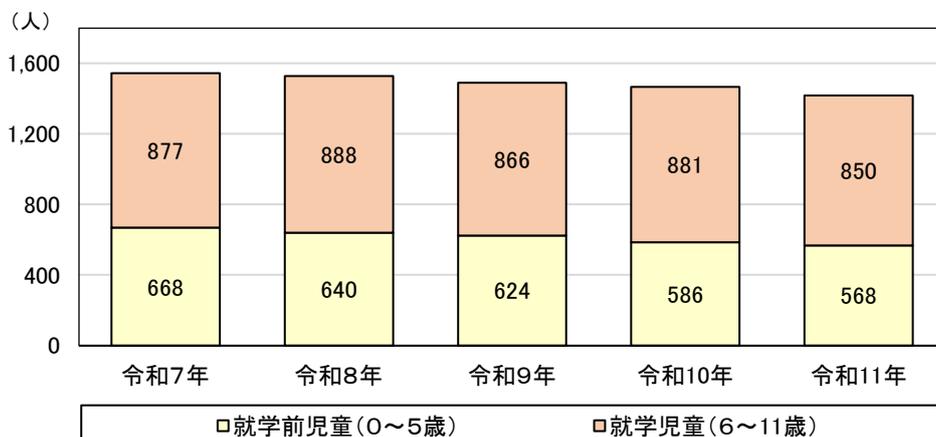
児童数の推計においても、就学前児童、就学児童ともに減少することが予測され、特に就学前児童は令和7年から令和11年までの間で100人の減少が見込まれています。



【児童数の推計】

単位：人

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳	88	84	81	79	76
1歳	83	96	93	89	87
2歳	108	89	104	100	96
3歳	134	112	92	107	103
4歳	120	137	114	94	110
5歳	135	122	140	117	96
6歳	141	143	129	148	124
7歳	144	143	145	131	150
8歳	160	147	146	148	134
9歳	137	161	148	146	148
10歳	156	137	160	147	146
11歳	139	157	138	161	148



【資料】 住民基本台帳をもとにしたコーホート要因法を用いて算出した推計

(7) 幼児教育・保育施設の設置状況

幼児教育・保育施設の設置状況は以下のとおりです。

【保育園の状況】

施設名	認可定員	所在地	受入対象	開所時間(平日)
八田保育園	30人	いの町八田 848	満1歳6か月～	7:30～18:30
川内保育園	60人	いの町鎌田 204	満1歳6か月～	7:30～18:30
天神保育園	110人	いの町駅南町 10	満6か月～	7:30～18:30
神谷保育園	30人	いの町神谷 1508	満6か月～	7:00～18:30
伊野保育園	120人	いの町元町 31	満4か月～	7:00～19:00
あいの保育園	120人	いの町天王南1丁目1-1	満3か月～	7:00～19:00
本川へき地保育園	25人	いの町長沢4-2	満1歳～	8:00～18:00

【幼稚園の状況】

施設名	認可定員	所在地	受入対象	開所時間(平日)
伊野幼稚園	95人	いの町柳町 12	3歳～	8:00～16:00

【認定こども園の状況】

施設名	認可定員	所在地	受入対象	開所時間(平日)
認定こども園えだがわ	235人	いの町枝川 5811-1	満6か月～	7:30～18:30
認定こども園ごほく	60人	いの町小川西津賀才 553	満5か月～	7:30～18:30

【地域型保育事業所の状況】

施設名	認可定員	所在地	受入対象	開所時間(平日)
あんずのぼっけ	5人	いの町 3173	満6か月～	7:30～18:00



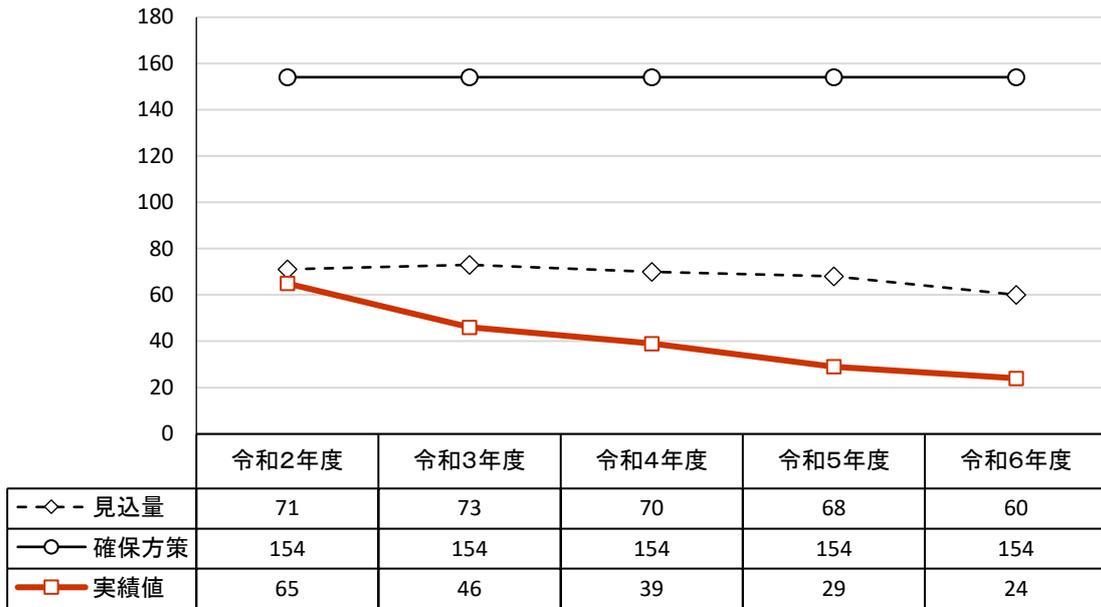
2 子ども・子育て支援事業計画の進捗状況

(1) 幼児教育・保育の進捗・評価

① 幼児教育施設（幼稚園等）

利用者の実績値は、当初の見込量を下回り、令和6年度で24人となっています。

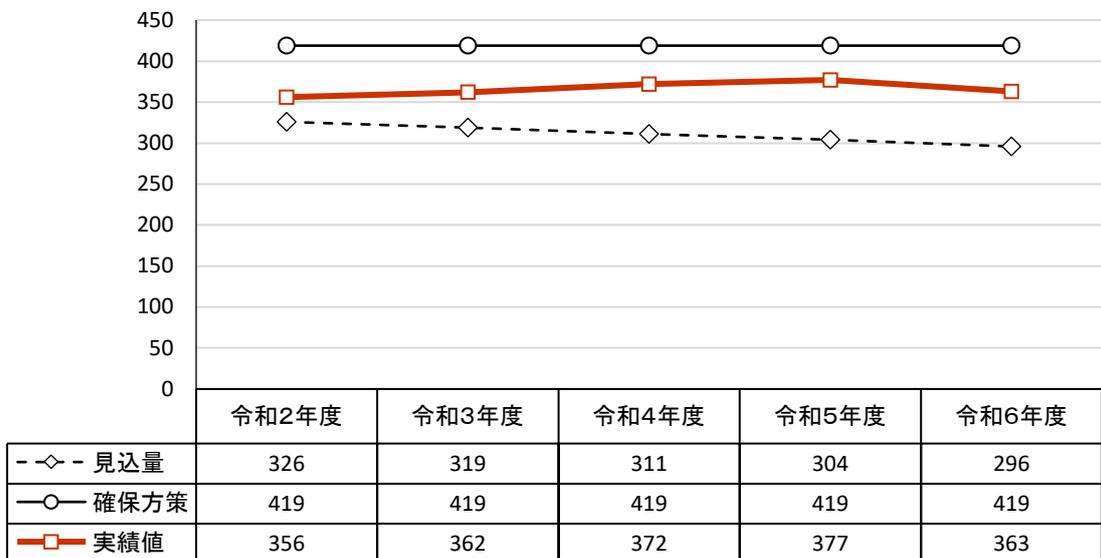
■ 1号認定者の幼稚園等利用実績（人）



② 3歳以上の保育施設（保育所等）

利用者の実績値は、見込量を上回って推移しているものの、確保量にはまだ余裕がある状況です。

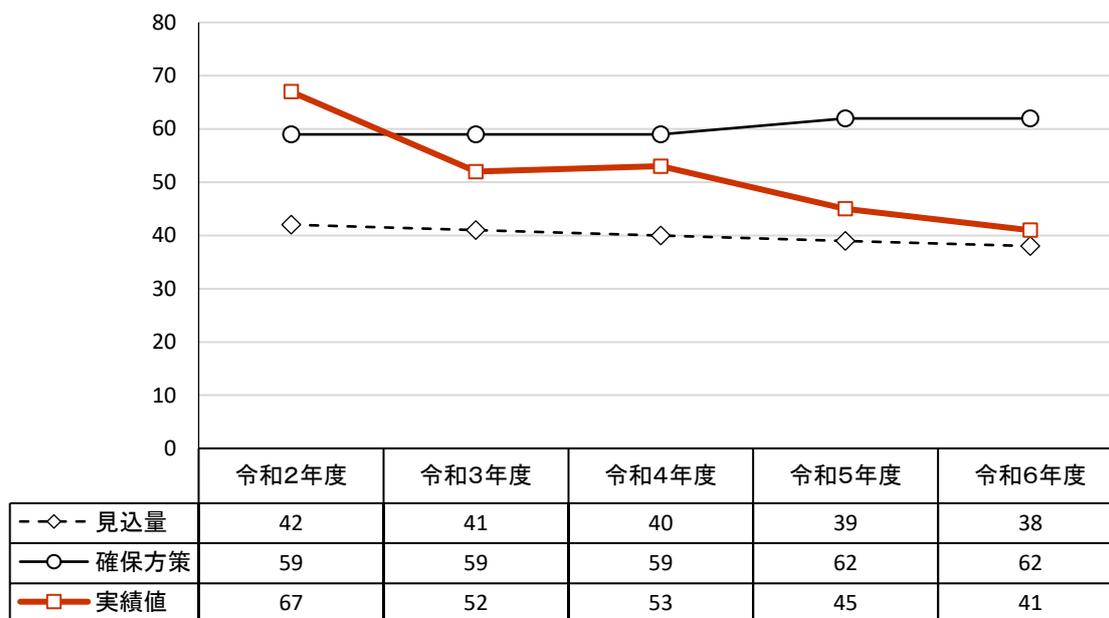
■ 2号認定者の保育所等利用実績（人）



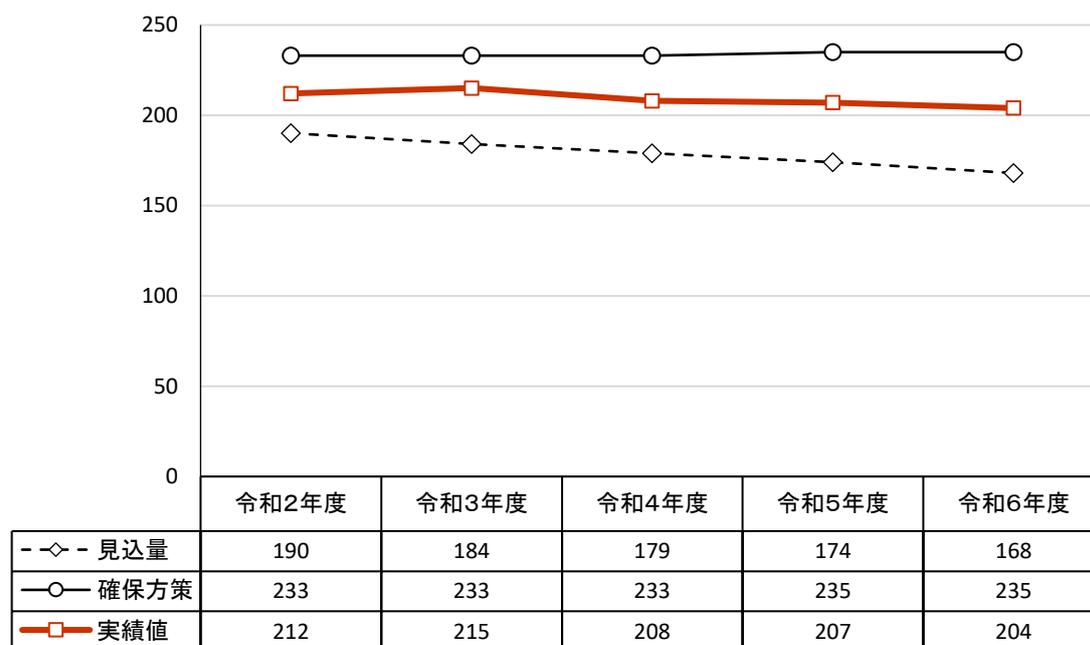
③ 3歳未満の保育施設（保育所等）

利用者の実績値は、各年度で見込量を上回っていますが、令和4年度以降は減少傾向にあります。

■ 3号認定（0歳児）の利用実績（人）



■ 3号認定（1～2歳児）の利用実績（人）

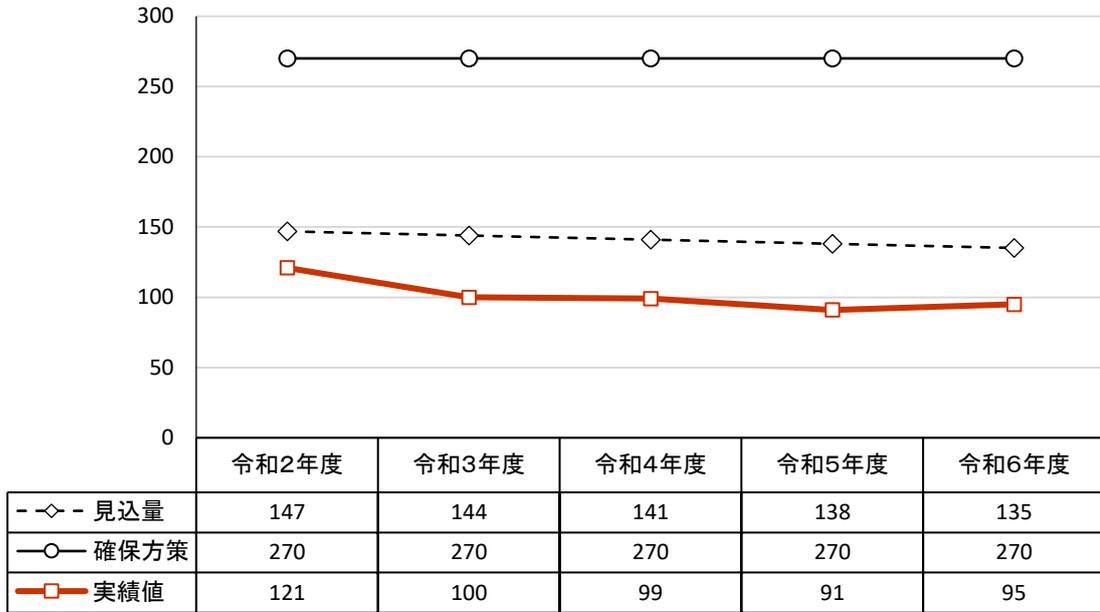


(2) 地域子ども・子育て支援事業の進捗・評価

①延長保育事業

利用者の実績値は、各年度で見込量を下回り、令和4年度以降は100人を下回りました。

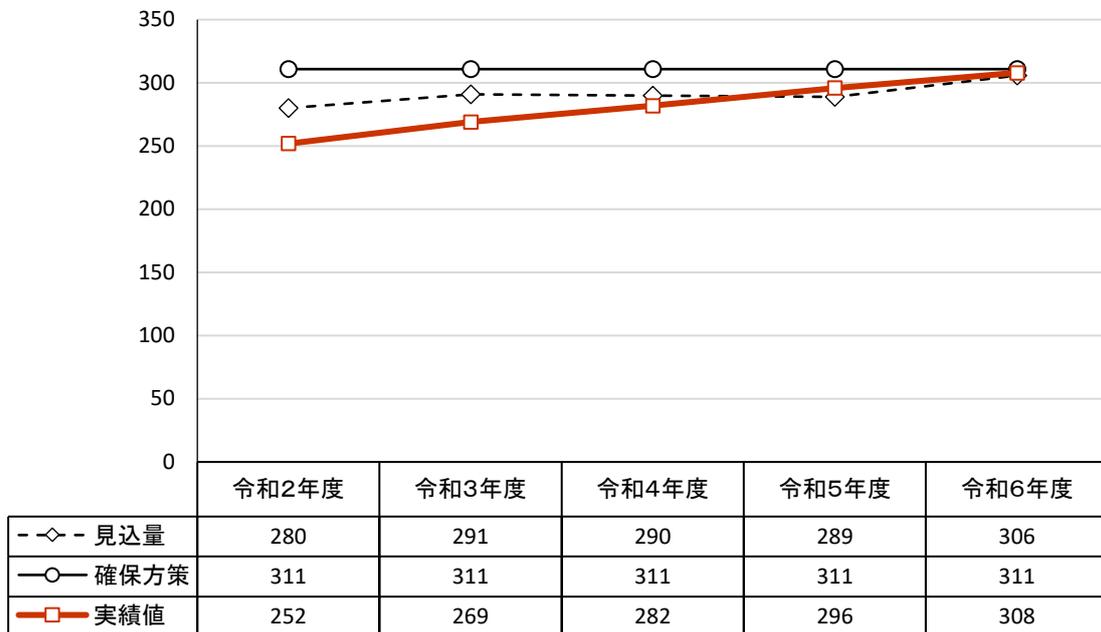
■延長保育事業の利用実績（人）



②放課後児童クラブ

利用者の実績値は、増加傾向で推移しています。令和5年度には見込量を超え、令和6年度には確保方策に迫る利用となっています。

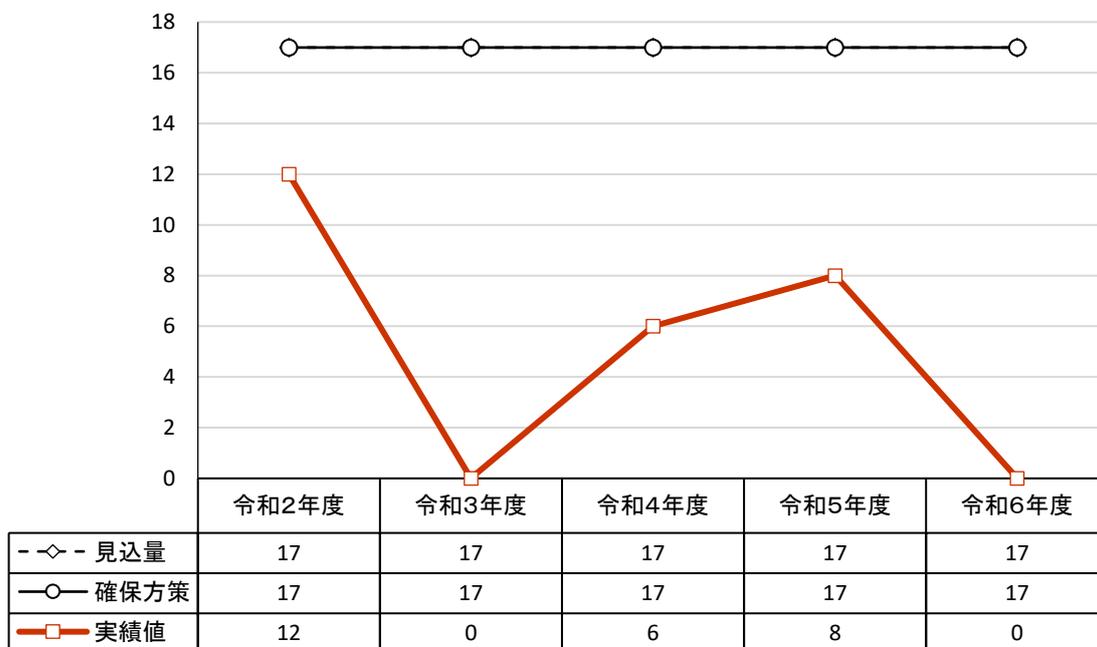
■放課後児童クラブの利用実績（人）



③子育て短期支援事業（ショートステイ）

利用者の実績値は、見込量、確保方策を下回っています。

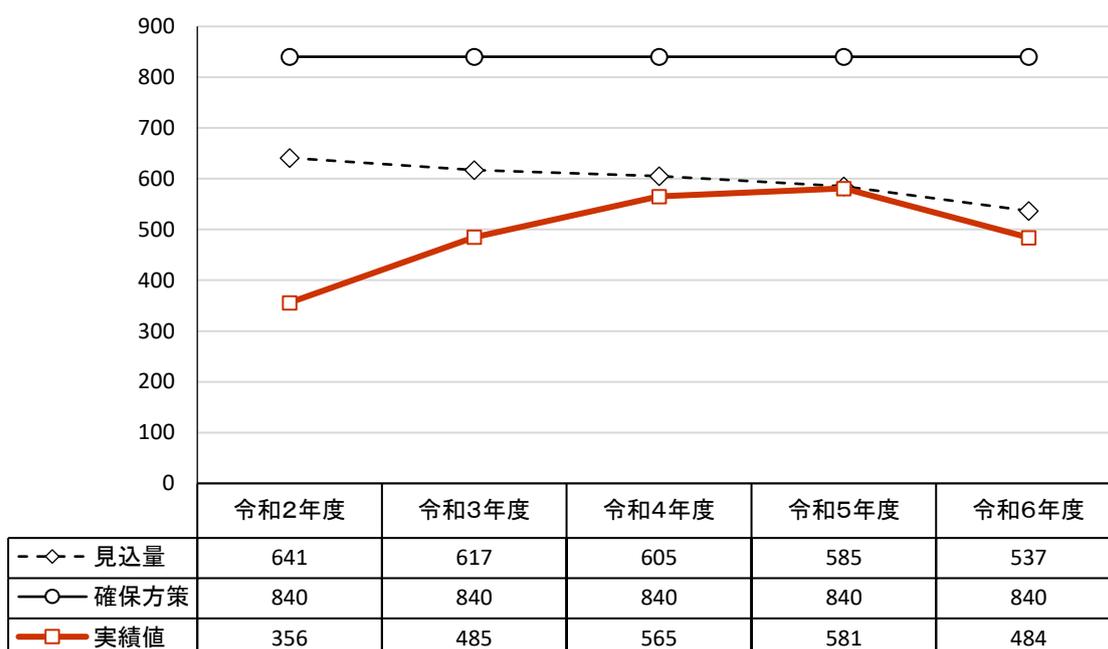
■子育て短期支援事業の利用実績（人日）



④地域子育て支援拠点事業

利用者の実績値は、見込量を下回っています。

■地域子育て支援拠点事業（地域子育て支援センター）の利用実績（人日）

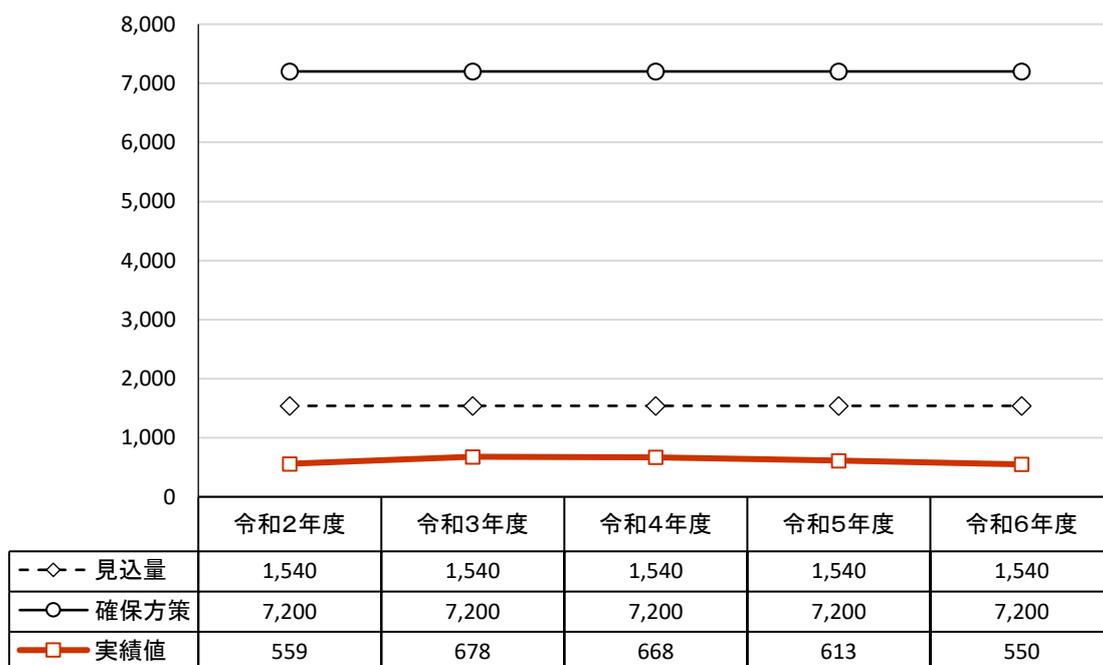


⑤一時預かり事業

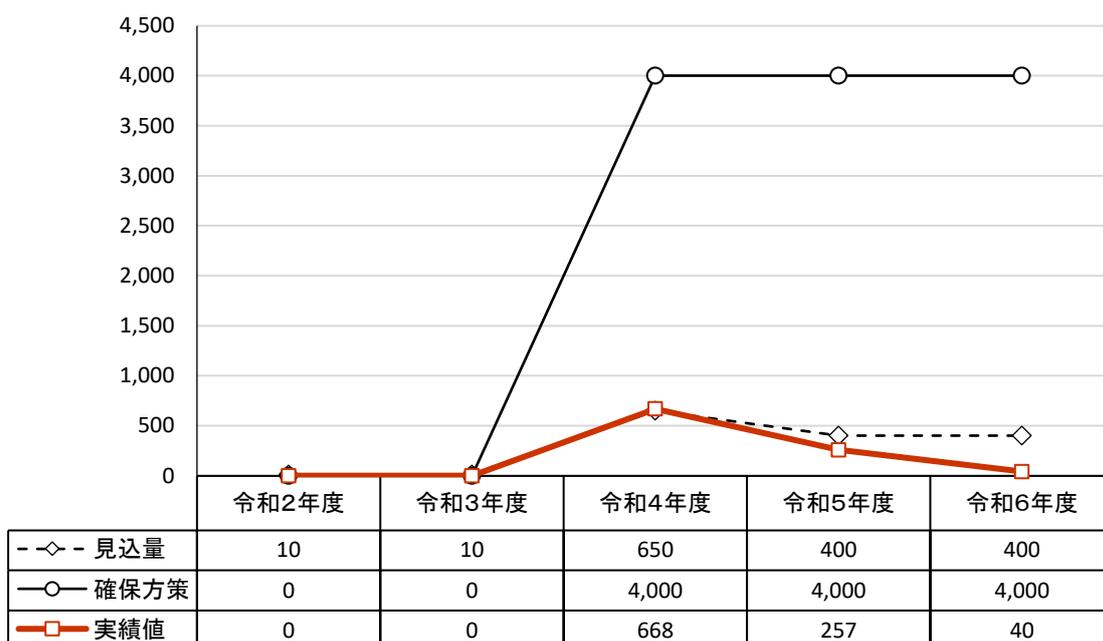
一時預かり事業（幼稚園以外）の利用数は増減しつつも、ほぼ横ばいで推移しています。

令和4年度から一時預かり事業（幼稚園）の実施をしており、令和4年度は見込量を上回る利用となっていますが、令和5年度以降は減少傾向となっています。

■一時預かり事業（幼稚園以外）の利用実績（人回）



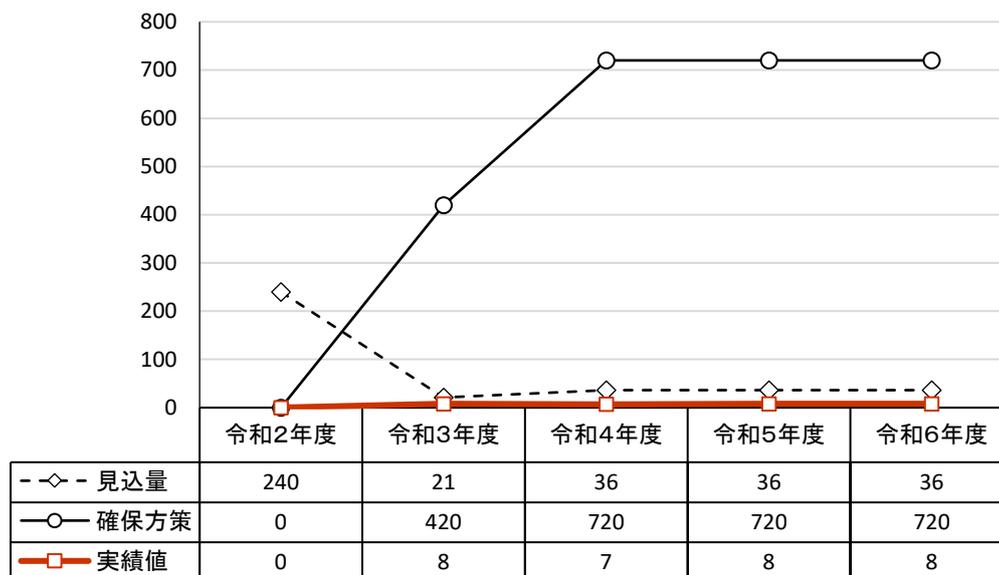
■一時預かり事業（幼稚園）の利用実績（人回）



⑥病後児保育事業

令和3年9月から、生後6か月～小学校3年生を対象に実施しており、利用者の実績値は、令和3年度からほぼ横ばいで推移しています。

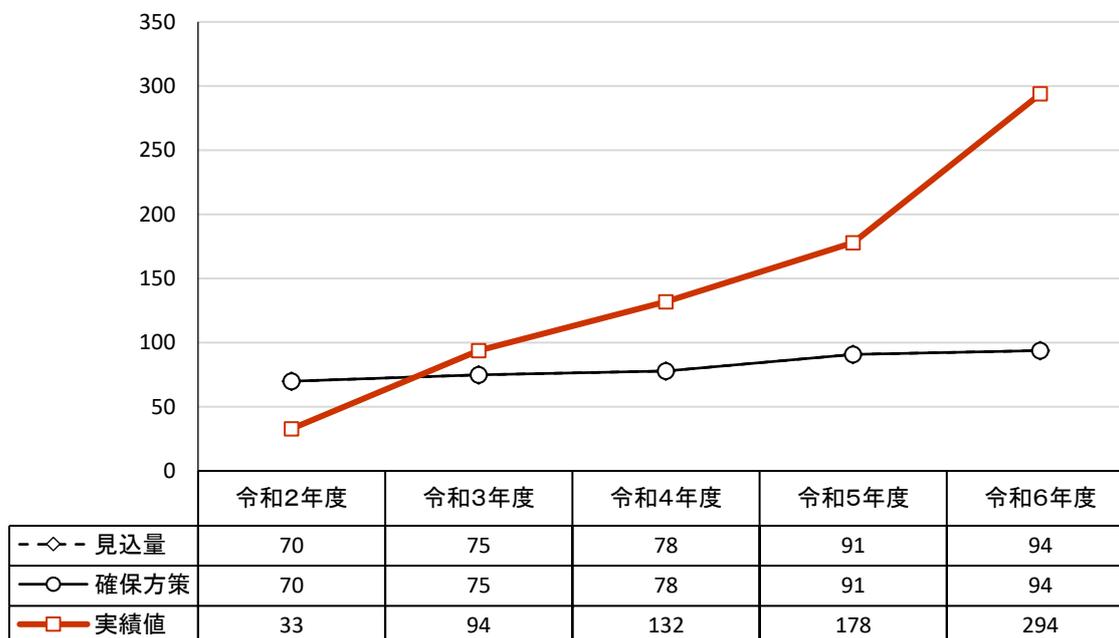
■病後児保育業の利用実績（人日）



⑦ファミリー・サポート・センター事業

利用者の実績値は、見込量を大きく上回っています。

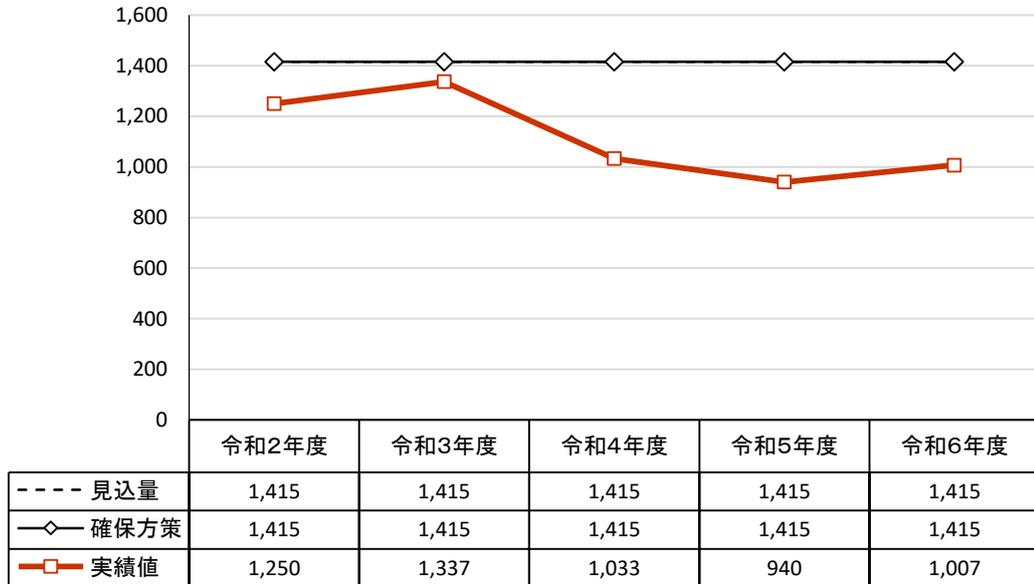
■ファミリー・サポート・センター事業（いのファミリー・サポート・センターはっぴい）の利用実績（人日）



⑧妊婦健康診査

利用者の実績値は、数は見込量を下回っていますが、令和6年度は延べ1,007人の利用となっています。

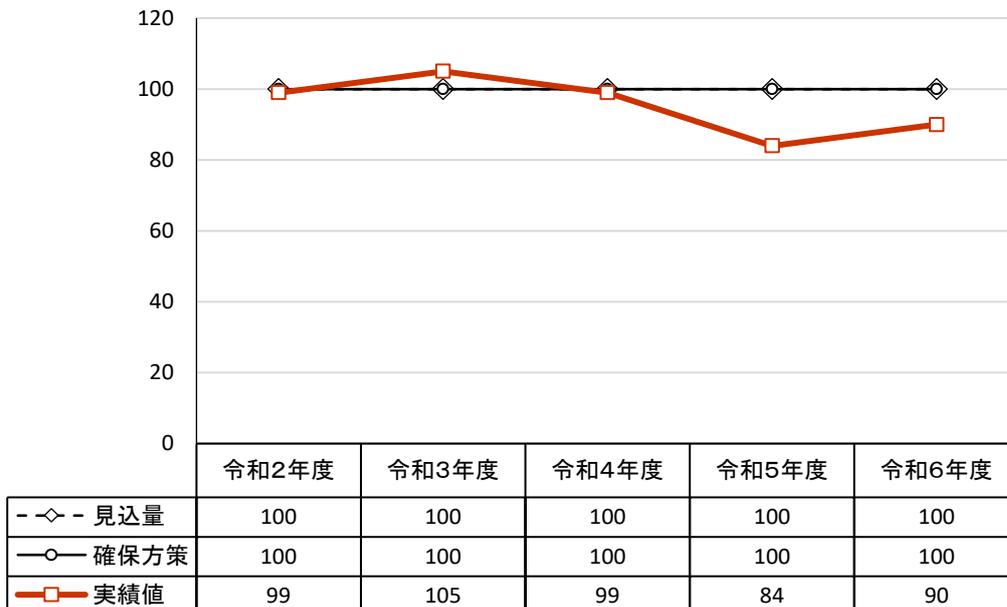
■妊婦健康診査の実施回数（人回）



⑨乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる家庭に保健師等が訪問して、さまざまな相談に応じるものです。おおむね見込量どおりの実施となっています。

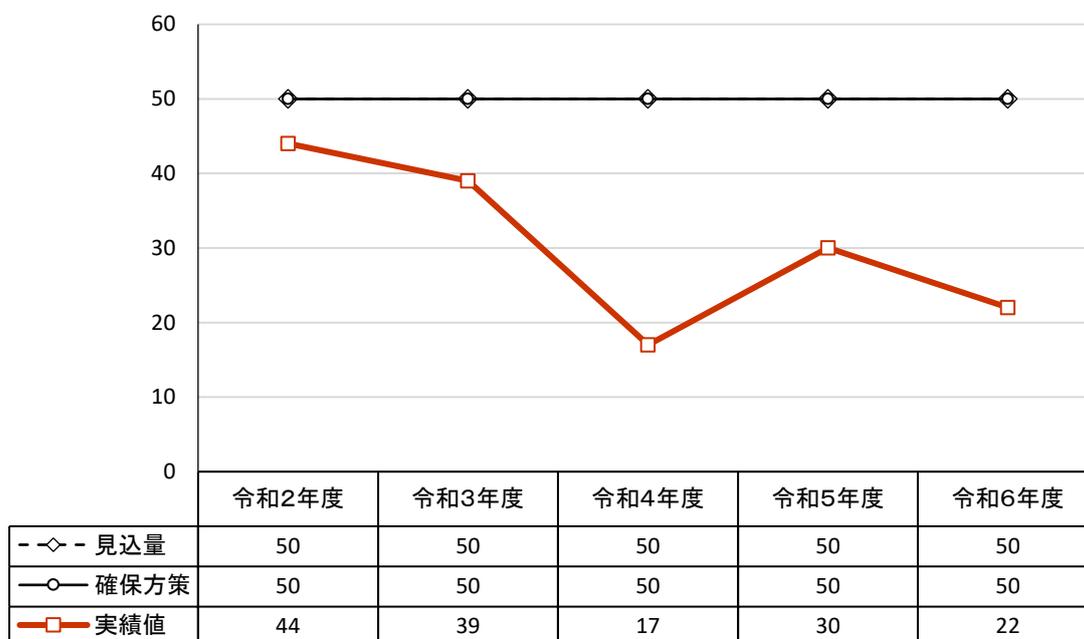
■乳児家庭全戸訪問事業の実施実績（人）



⑩ 養育支援訪問事業

養育支援の必要な家庭が一定数見られます。利用者の実績値は、令和4年度まで減少していましたが、令和5年度以降は横ばいとなっています。

■ 養育支援訪問事業（人）



⑪ 利用者支援事業

令和6年度は児童福祉法改正により「子育て世代包括支援センター」の名称がなくなったため0か所となりました。事業はほけん福祉課で継続しており、令和7年度からはこども家庭センターが拠点となります。

■ 利用者支援事業（か所）



3 アンケート調査結果の概要

(1) 調査の実施概要

アンケート調査では、本町における保育ニーズや本町の子育て支援サービスの利用状況・利用意向、子育て世帯の生活実態、ご意見等を把握することを目的に以下のとおり実施しました。

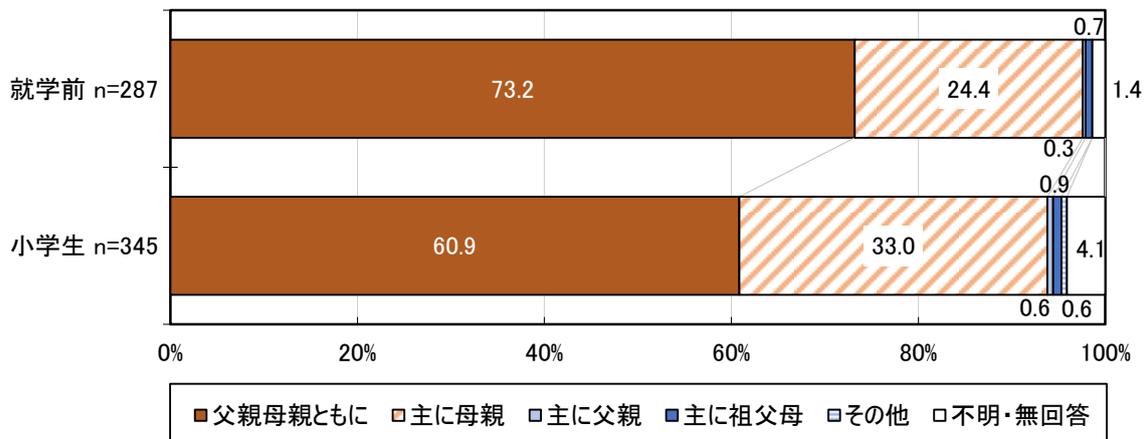
項目	就学前調査	小学生調査
調査対象者	小学校就学前(0～5歳)のお子さんがある保護者の方	小学生のお子さんがある保護者の方
調査期間	令和6年1月12日(金) ～1月26日(金)	令和6年1月12日(金) ～1月26日(金)
調査方法	園による配布・回収もしくは郵送配布・回収による本人記入方式	学校による配布・回収もしくは郵送配布・回収による本人記入方式
配布数	491件	618件
有効回収数	287件	345件
有効回収率	58.5%	55.8%

(2) 調査結果の概要

仕事と子育ての両立に向けた支援について

問 お子さんの子育て（教育を含む）を主に行っているのは誰ですか。

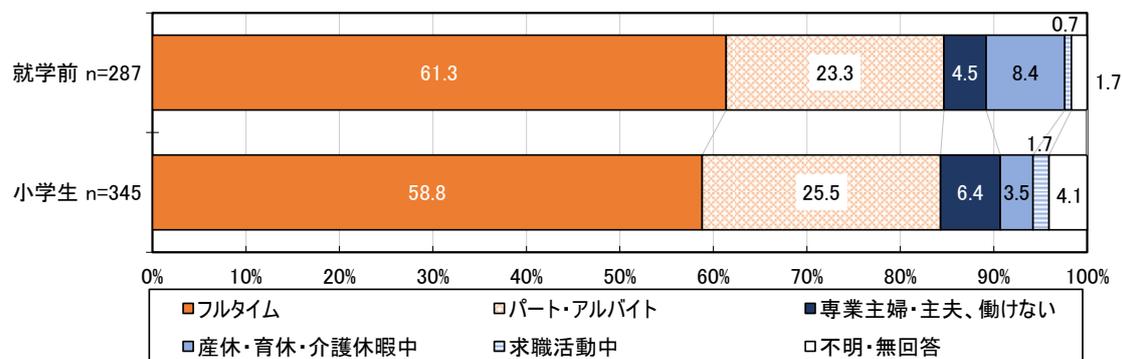
「父親母親ともに」子育てを行っている世帯が過半数となっています。次いで「主に母親」となっています。



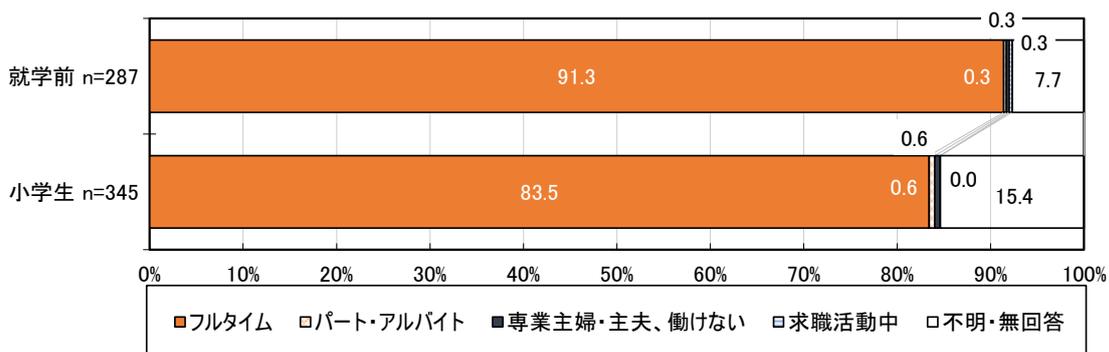
問 お子さんの保護者の現在の就労状況（自営業、家族従事者含む）を教えてください。

母親の半数以上はフルタイムで働いています。働いている母親は 8 割以上となっています。父親は 8 割以上がフルタイムで働いています。

【母親】

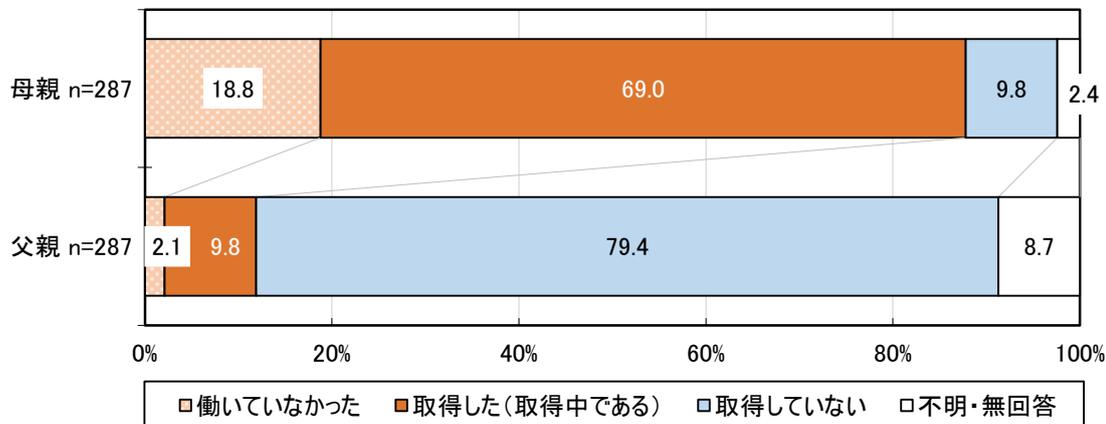


【父親】



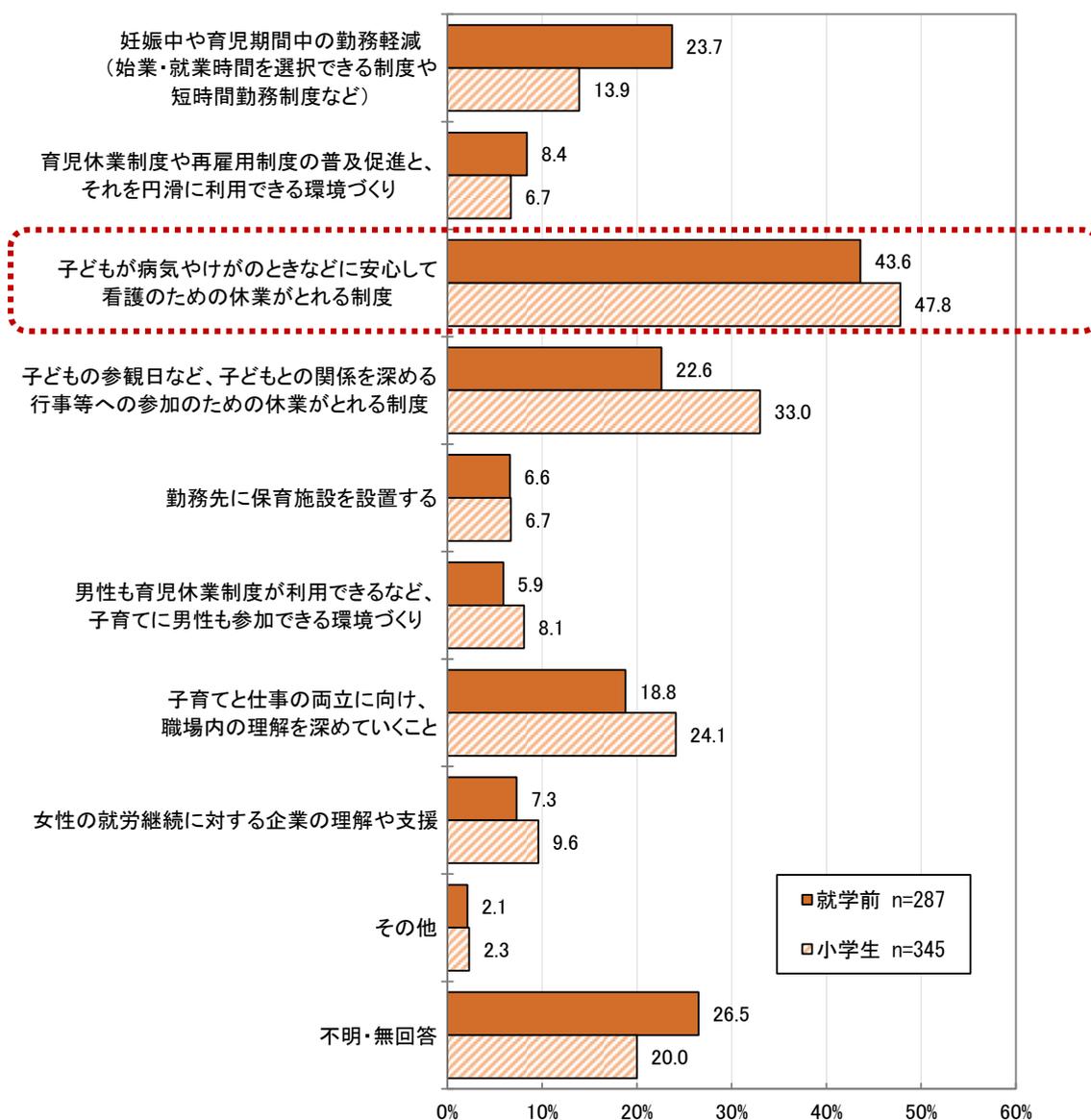
問 お子さんが生まれたとき、育児休業等を取得しましたか。

母親は「取得した（取得中である）」が 69.0%と最も高くなっています。また父親では「取得していない」が 79.4%と取得した方が非常に少なかったことがうかがえます。



問 仕事と子育ての両立支援を図るため、どのような制度や支援策を企業などに取り組んでほしいと思いますか。

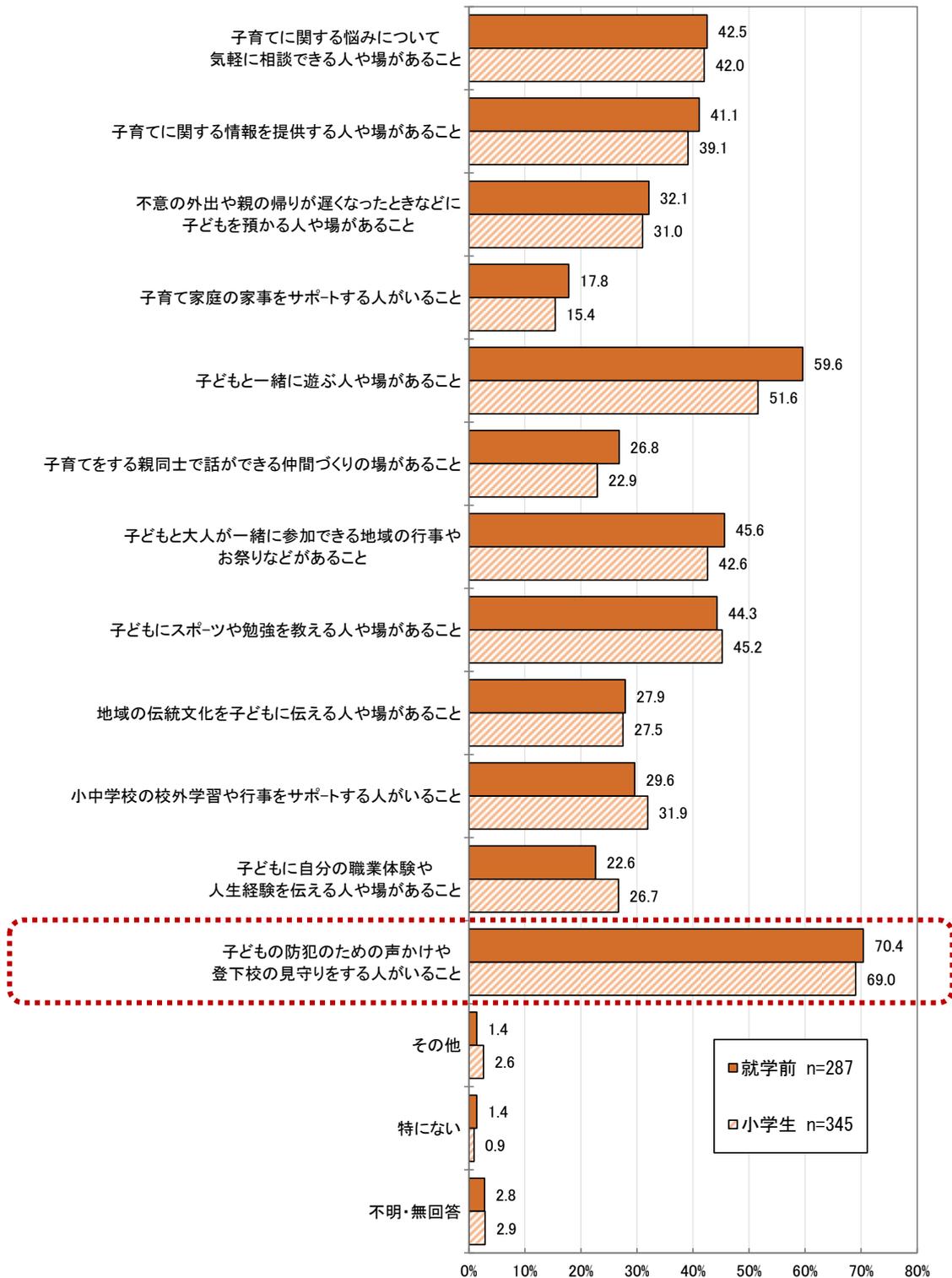
「子どもが病気やけがのときなどに安心して看護のための休業がとれる制度」が就学前 43.6%、小学生 47.8%と最も高くなっています。次いで、就学前は「妊娠中や育児期間中の勤務軽減（始業・就業時間を選択できる制度や短時間勤務制度など）」が 23.7%、小学生は「子どもの参観日など、子どもとの関係を深める行事等への参加のための休業がとれる制度」が 33.0%となっています。



今後の子育て支援について

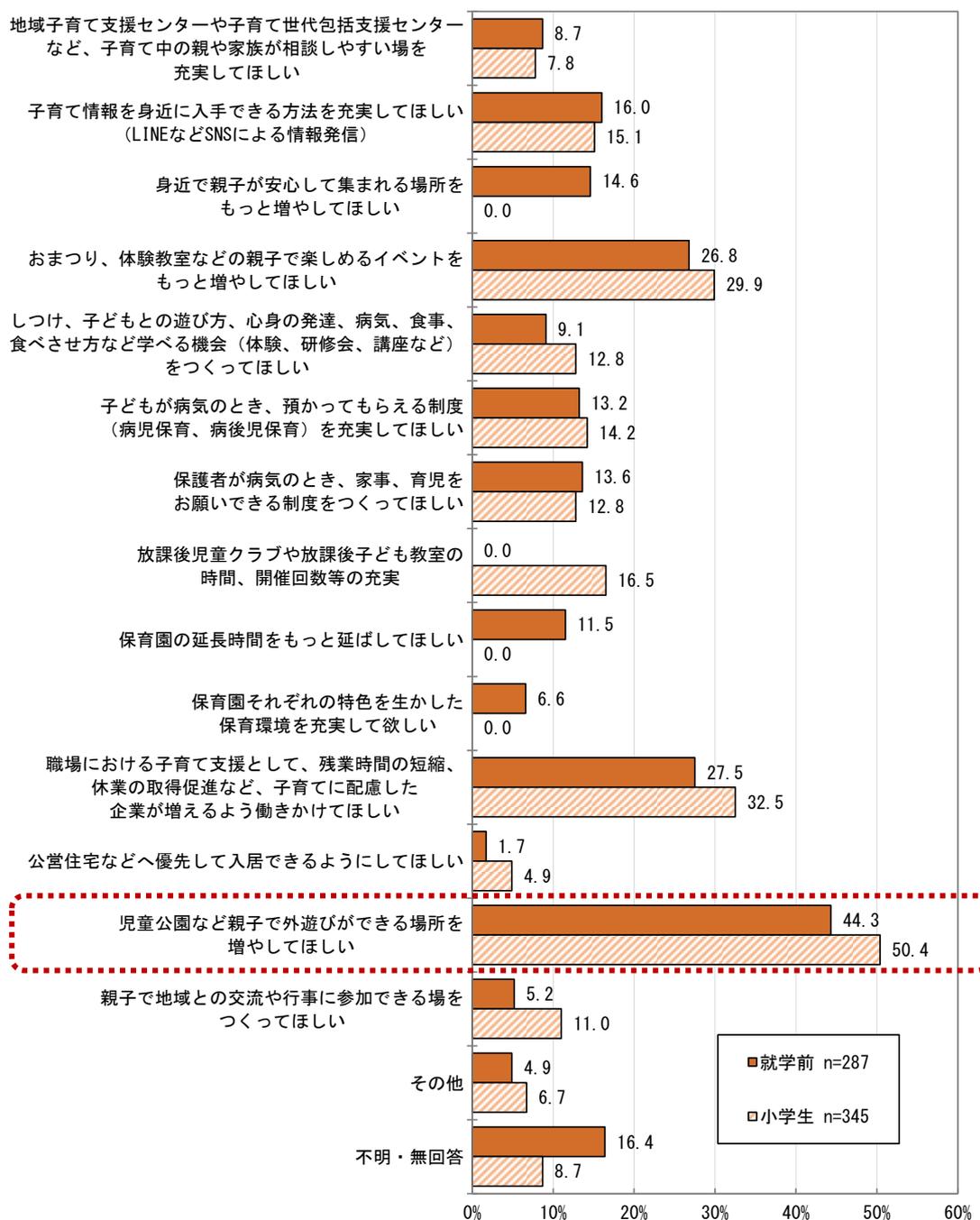
問 地域で子育てを支えるために、どんなことが必要だと思いますか。

「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」が就学前 70.4%、小学生 69.0%と最も高くなっています。次いで「子どもと一緒に遊ぶ人や場があること」が就学前 59.6%、小学生 51.6%となっています。



問 今後希望される子育て支援について教えてください。

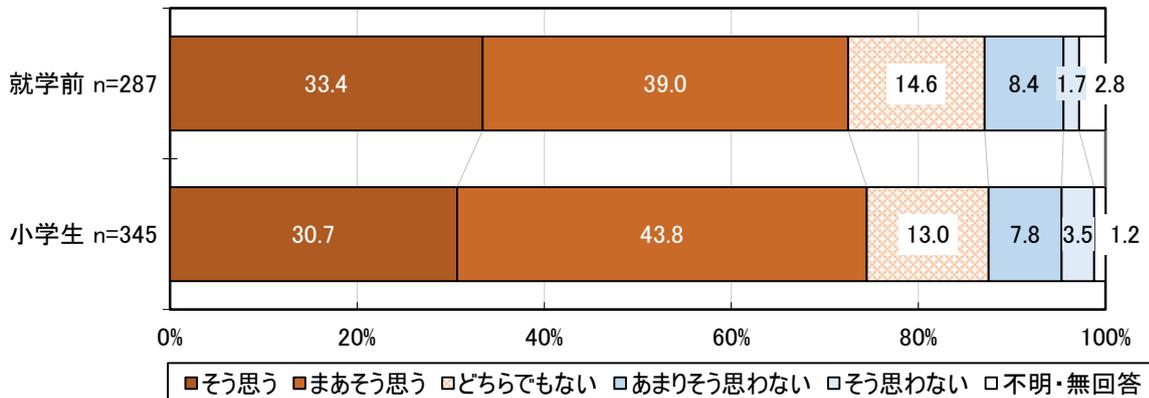
「児童公園など親子で外遊びができる場所を増やしてほしい」が就学前 44.3%、小学生 50.4%と最も高くなっています。次いで「職場における子育て支援として、残業時間の短縮、休業の取得促進など、子育てに配慮した企業が増えるよう働きかけてほしい」が就学前 27.5%、小学生 32.5%となっています。



町が行っている子育て支援について

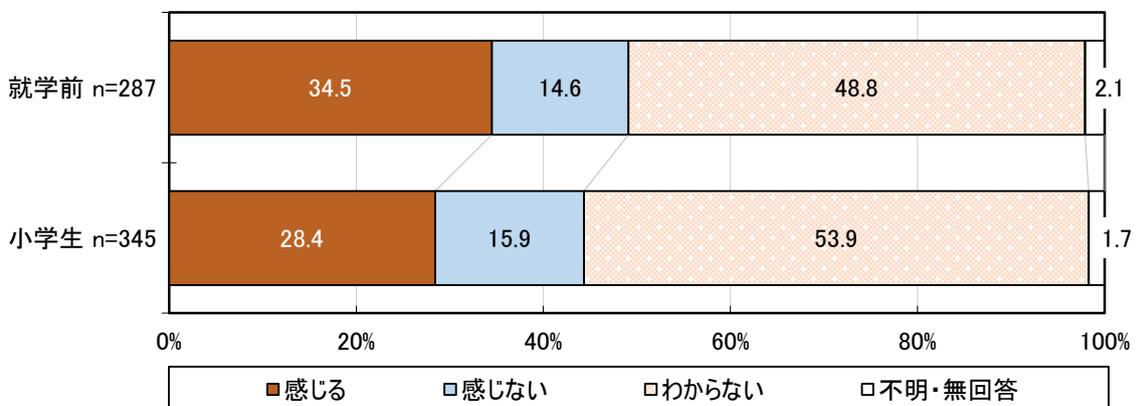
問 いの町は子育てがしやすいまちだと思いますか。

子育てしやすいと感じている人は7割以上（「そう思う」と「まあそう思う」の合計）となっています。



問 いの町の子育て支援サービスの情報は入手しやすいと感じますか。

子育て情報の入手がしやすいと感じているのは、就学前で34.5%、小学生は28.4%となっています。



子育てに関する情報の入手先として多かったのは…

《就学前児童保護者》 (n=287)

インターネット 73.5%
 友人・知人 49.8%
 保育園 47.0%
 町の広報誌・HP 42.9%
 親族(親・兄弟姉妹など) 32.4%

《小学生保護者》 (n=345)

インターネット 63.5%
 小学校 52.5%
 友人・知人 46.1%
 町の広報誌・HP 44.1%
 親族(親・兄弟姉妹など) 32.8%

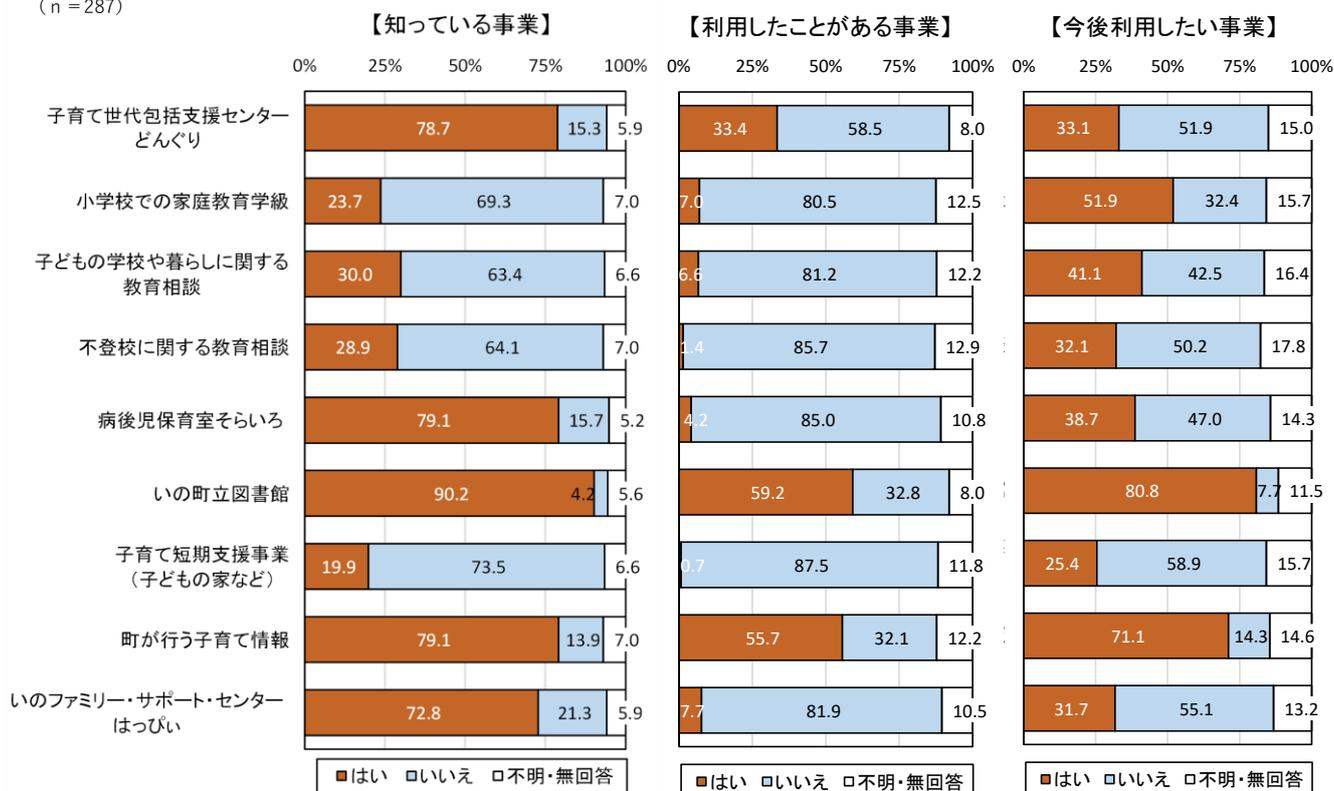
問 下記の事業で知っているものや、これまでに利用したことがあるもの、今後、利用したいと思うもの、必要だと思うものをお答えください。

《就学前児童保護者》

知っている事業では「いの町立図書館」が90.2%で最も高く、「子育て世代包括支援センター どんぐり」「病後児保育室そらいろ」「町が行う子育て情報」「いのファミリー・サポート・センターはっぴい」が7割を超えており、前回調査時より全体的に認知度は向上しています。

「子育て世代包括支援センター どんぐり」は利用希望が利用状況を下回っていますが、その他の事業では利用希望が利用状況を大きく上回っています。

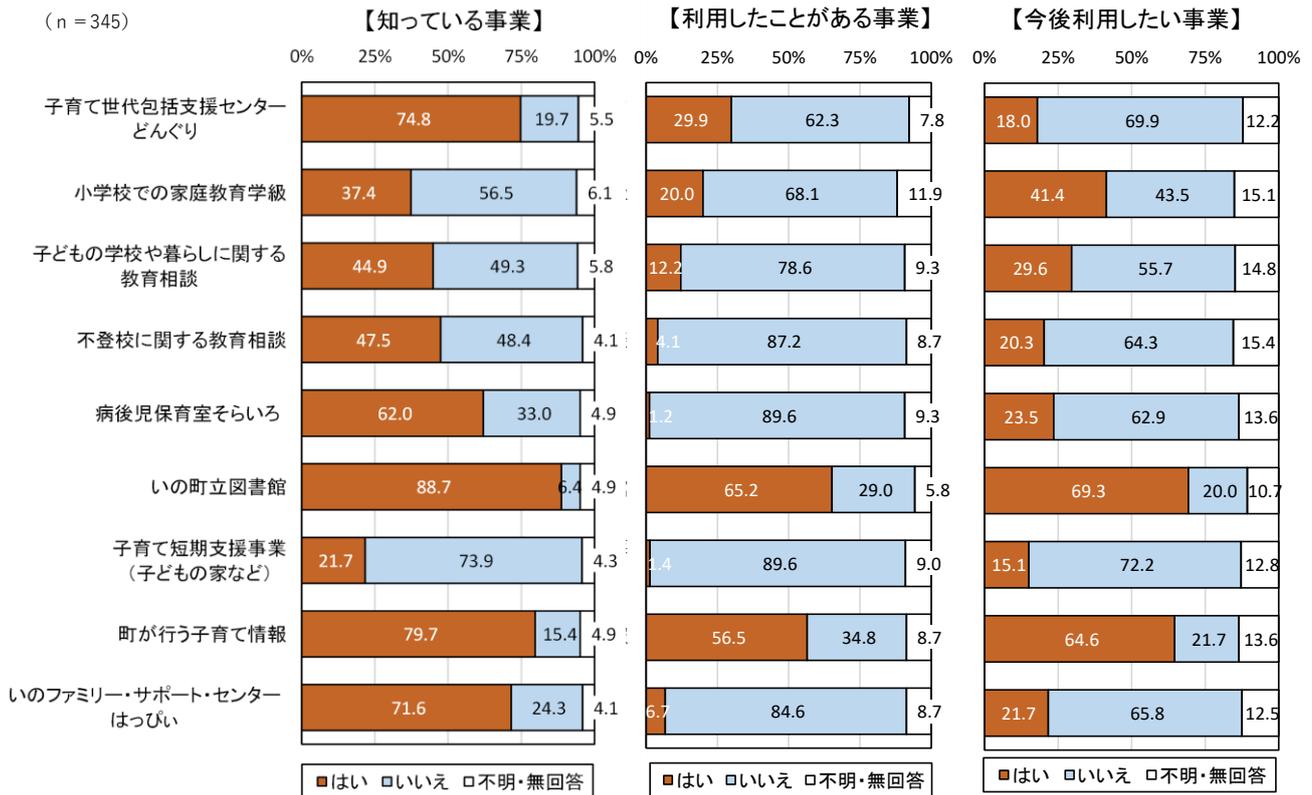
(n = 287)



《小学生保護者》

知っている事業では「いの町立図書館」が88.7%で最も高く、「子育て世代包括支援センターどんぐり」「町が行う子育て情報」「いのファミリー・サポート・センターはっぴい」が7割を超えています。

就学前児童保護者と同様に、「子育て世代包括支援センターどんぐり」は利用希望が利用状況を下回っていますが、その他の事業では利用希望が利用状況を大きく上回っています。



自由記述からのご意見（抜粋）

子どもの居場所・交流機会

- 子どもが遊べる広い公園の設置
- 地域での遊び場不足
- 地域の交流イベントや遊び場の増設
- 僻地の放課後児童クラブの運営時間見直し
- 放課後児童クラブのお菓子の選定に健康への配慮が必要
- いの町立図書館に行きたくなるような空間づくり



学校教育

- マナーリテラシー授業の取り入れ
- 中学校のクラブ活動の進行状況が不明で不安
- 学校行事の縮小による子どもの成長機会減退への懸念
- 地域の教育委員会に子どもの意見を聞く存在が必要
- 小学校の遊具更新や教員の増員



子どもの安全

- 通学路の安全対策の強化
- 小学校の下校時刻変更を防災メールで周知希望
- 放課後児童クラブ支援員の連携強化



医療

- 小児科の開設時間の延長、増設
- インフルエンザ予防接種への助成希望

子育て支援

- 給付金の継続、子育てにかかる経済的負担の軽減
- 高校生の医療費助成の継続
- サマータイム導入後の早帰りについて調整希望
- 子育てサークルへの支援強化
- 看護休暇の取得対象の拡大
- バスの運行本数の増加
- 町の土地や家の購入を促進する施策



その他

- 子どもたちの意見を取り入れる町づくり
- 発達障がいのある子ども向けの行事を町内で開催希望

(3) 調査結果からみえるニーズのまとめ

1 地域における子育て資源の充実（外遊びやイベントの充実など）

就学前児童

○希望する子育て支援について

「児童公園など親子で外遊びができる場所を増やしてほしい」 44.3%

「親子で楽しめるイベントをもっと増やしてほしい」 26.8%

○地域で子育てを支えるために必要なことについて

「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」
70.4%

「子どもと一緒に遊ぶ人や場があること」 59.6%

小学生

○希望する子育て支援について

「児童公園など親子で外遊びができる場所を増やしてほしい」 50.4%

「親子で楽しめるイベントをもっと増やしてほしい」 29.9%

○地域で子育てを支えるために必要なことについて

「子どもの防犯のための声かけや登下校の見守りをする人がいること」
69.0%

「子どもと一緒に遊ぶ人や場があること」 51.6%

外遊びの場やイベント、見守りをする人などの地域における子育て資源の充実が求められています。

特に自由記述からは、「地域保育」や「公園」といったワードも多くみられ、保護者が安心できる子どもたちの遊び場・交流機会が求められています。

<補足>

子育てに関して悩んでいることは、就学前児童保護者・小学生保護者ともに「病気や発育・発達に関すること」が最も多くなっていました。

また自由記述からは、「小児科を増やしてほしい」といった意見も多くみられました。

地域ぐるみでの子育て支援として、町内外における病院（主に小児科）との連携強化や地域における医療体制についても検討していく必要があります。

2 仕事と子育ての両立に向けた支援（企業への働きかけなど）

就学前児童

- 主に子育てを担っている人
 - 父親母親ともに 73.2%(前回:58.5%)
 - 主に母親 24.4%(前回:34.3%)
- 保護者の就労状況
 - 母親 「フルタイム」 61.3%(前回:52.0%)
「パート・アルバイト」 23.3%(前回:24.5%)
 - 父親 「フルタイム」 91.3%(前回:86.1%)
- 育児休業等の取得状況
 - 母親 「取得した」 69.0%(前回:51.4%)
 - 父親 「取得した」 9.8%(前回:3.2%)
- 希望する子育て支援について
 - 「子育てに配慮した企業が増えるよう働きかけてほしい」 27.5%
- 仕事と子育ての両立支援を図るために取り組んでほしいこと
 - 「安心して看護のための休業がとれる制度」 43.6%
 - 「妊娠中や育児期間中の勤務軽減」 23.7%

小学生

- 主に子育てを担っている人
 - 父親母親ともに 60.9%(前回:56.8%)
 - 主に母親 33.0%(前回:31.9%) 主に父親 0.6%(前回:2.6%)
- 保護者の就労状況
 - 母親 「フルタイム」 58.8%(前回:50.5%)
「パート・アルバイト」 25.5%(前回:28.3%)
 - 父親 「フルタイム」 83.5%(前回:80.1%)
- 希望する子育て支援について
 - 「子育てに配慮した企業が増えるよう働きかけてほしい」 32.5%
- 仕事と子育ての両立支援を図るために取り組んでほしいこと
 - 「安心して看護のための休業がとれる制度」 47.8%
 - 「子どもとの関係を深める行事等への参加のための休暇がとれる制度」 23.7%



就学前児童保護者、小学生保護者のいずれも、父親母親ともに子育てを担う傾向が高まっています。就労状況については、両親ともにフルタイムで働いている割合が前回調査時より増加しており、特に就学前児童保護者(母親)では、育児休業取得率も増加しています。

共働き家庭の増加に伴い、企業に柔軟な休暇制度を求める意見がみられたとともに、就学前児童保護者においては妊娠中や育児期間中の勤務軽減も求められています。

3 切れ目のない支援に向けた情報発信強化

就学前児童

○情報の入手しやすさ

「入手しやすいと感じる」 34.5%(前回:29.5%)

「入手しやすさを感じない」 14.6%(前回:18.3%)

「わからない」 48.8%(前回:47.6%)

○子ども・子育てに関するいの町の取組について

認知度よりも利用意向が高かった「知らなかったが今後利用したい」事業が9事業中4事業（小学校での家庭教育学級、子どもの学校や暮らしに関する教育相談、不登校に関する教育相談、子育て短期支援事業(子供の家など)）

小学生

○情報の入手しやすさ

「入手しやすいと感じる」 28.4%(前回:16.9%)

「入手しやすさを感じない」 15.9%(前回:19.9%)

「わからない」 53.9%(前回:61.4%)

○子ども・子育てに関するいの町の取組について

認知度よりも利用意向が高かった「知らなかったが今後利用したい」事業が9事業中1事業（小学校での家庭教育学級）



情報の入手しやすさについては、就学前児童保護者、小学生保護者ともに前回調査時より入手しやすさを実感していますが、「わからない」の割合が多い傾向に変化はありませんでした。

特に、学校関連の取組については就学前児童保護者の認知度が低い傾向にありましたが、切れ目のない支援に向けては就学前からの情報入手は必要です。そのため、ライフステージを問わない情報発信の強化が必要となります。

(4) 課題のまとめ

課題1 子育て支援の質の向上

本町は、自然豊かな環境と地域密着型の教育が特徴であり、子育て支援の充実が地域の活性化に寄与しています。しかし、アンケート調査結果より、外遊びができる場所や見守りをする人など、子育てに関する地域資源を求める声が多くあげられました。

放課後の居場所や親が安心できる遊び場づくりを進めていますが、地域内でのアクセスの向上や、利用者のニーズに応じたプログラムの開発が必要です。また入園保留のケースも見られ、保育士不足がその主な要因となっています。保育士の配置基準の見直しや職場環境の改善を図ることで、保育士の確保につなげ、質の高い保育サービスの提供を図る必要があります。

令和7年度から母子保健機能と児童福祉機能を一体的に担う「こども家庭センター」を開設することから、地域全体で子育てを支える体制を整え、子育て支援の質を向上し、子どもたちが健やかに育ち、子育てしやすいと感じられるまちづくりが重要です。

課題2 仕事と子育ての両立支援

仕事と子育ての両立は多くの子育て家庭にとって重要な課題です。特に、長時間労働や育児休暇の取得が困難な状況が続く中で、企業や地域社会の支援が不可欠です。

本町においても、女性の就業率や共働き家庭の増加に伴い、事業者等が子育てをしながら働く従業員を支援するために、育児と仕事の両立が可能な制度を整備し実践するための働きかけが必要です。

また、共働き家庭が増加しているからこそ、共育での気運の醸成や家庭教育への支援も欠かせません。親自身が育児に関する知識を深めることができるよう、家庭教育の重要性を伝えることで、親が積極的に子どもとのコミュニケーションを図り、自信を持って子育てに取り組めるまちづくりが重要です。

課題3 子育て情報へのアクセシビリティ^{※1}強化

保護者アンケートによると、本町における子育て情報の入手しやすさについては、第2期計画策定時と比べると「入手しやすい」と感じている保護者が増加した一方で、「わからない」と回答した保護者は半数近くになっています。

子育て情報のアクセシビリティ強化に向けては、サービス提供側の情報発信と地域内での情報共有機会を創出する必要があります。

ウェブサイトやSNSを活用し、子育てに関するイベント、サービスの内容、相談窓口の情報などをタイムリーに更新することで、保護者がアクセスしやすい情報源を整備するとともに、地域での親同士の交流イベントやワークショップを行うことで、子育てに関する経験や情報を共有する機会を増やし、保護者が必要な情報にアクセスしやすいまちづくりが重要です。

¹ アクセシビリティ…「近づきやすさ」や「利用しやすさ」。誰もが平等に利用しやすい状態を指す。



第3章 計画の基本理念と基本的な視点



1 計画の基本理念

地球規模で進む異常気象、産業発展に伴う大気汚染や環境問題、さらには新型コロナウイルス感染症の拡大や不安定な国際情勢は、子どもや子育て家庭を取り巻く環境に大きな影響を与えています。

また、核家族化や少子化、人口減少が続く中で、子ども達はこれまで経験したことがないような時代を生きていかなければなりません。

本町では、生きる力となる3つの要素「知・徳・体」を

(知) 確かな学力の定着と思考力・判断力・表現力の育成

(徳) 豊かな心の育成と誰一人取り残さない教育の実現

(体) 健やかな体の育成と基本的生活習慣の定着

と定め、子どもたち一人一人を伸ばす教育・保育を実践するために「令和の教育ビジョン」を策定し、「学びをつなげる」「学びを変える」「誰一人取り残さない」「地域と共にはぐくむ」の4つのプロジェクトに分け、各種施策に取り組んでいます。

また、本町では令和元年度に第2期子ども・子育て支援事業計画を策定し、子どもや子育てに関する施策を推進するため、事業の必要性や必要量等について、子ども・子育て会議で話し合い、取り組みを進めてきました。

社会全体が一体となって子どもと子育て家庭を支援するため、今後も引き続き本町らしい子育て支援を行います。

本町の豊かな自然を生かし、子どもたちの好奇心やもっと知りたいと感じる経験を大切にしながら、夢中になれる時間を作っていきたいと思っています。

ゆたかな自然につつまれて
やっぱりみんなあいのがすき！
～安心子育てのまち・いの町～

2 計画の基本目標

計画の基本理念に基づき、子どもや子育てに関する各分野の施策を推進していくために、次の5項目を基本目標として設定します。

基本目標1 地域全体で子育てする環境づくり

令和7年度から、全ての妊産婦、子育て世帯、子どもへ一体的に相談支援を行う機能を有する機関として、ほけん福祉課内に「こども家庭センター」を設置し、子どもや子育て家庭に関する包括的な体制づくりを行っています。

本町では、「こども家庭センター」を中心に、家庭教育や相談支援、子育てに関する情報提供等、妊娠期から子育て期までの切れ目ない支援に向けた取組を推進します。

また、アンケート調査においてニーズの高かった地域におけるつながりやイベントの活発化に加え、子どもの権利に関する気運の醸成など、“こどもまんなか社会”の実現に向けた意識づくり・環境づくりを行います。



基本目標2 子どもが自分らしく成長し活躍できる環境づくり

子どもたちが、自分自身で人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となれるよう、教育・保育サービスの質・量の充実を図るとともに、子育てをする保護者が安心して利用することができる相談・支援等を提供します。教育機関だけでなく、地域とも連携した様々な教育や体験の機会をつくることで、人とのつながりや豊かな経験を積むことができる教育環境の充実を図ります。

また、子どもや保護者が生涯を通じて健康を保持できるよう、妊娠、出産から幼児期までの切れ目ない支援や思春期におけるこころの健康づくりまで、一貫した心身の健康づくりに取り組みます。心身状況により未来の可能性やチャンスが閉ざされることがないように、一人ひとりを尊重した環境づくりを行います。



基本目標3 家庭と仕事を両立させる環境づくり

共働き世帯が増加し家族の在り方が多様化している中で、多様なニーズに応じた子育て支援体制を整備するため、保育・教育事業だけでなく、家庭・地域・企業等の連携と共通理解を図り、子育てと仕事を両立できるワーク・ライフ・バランスを実現するための環境づくりを目指します。

企業においては、育児休業やさまざまな働き方に対する理解の促進を図り、安心して子育てしながら働くことができる環境整備に向けた働きかけを行います。

家庭においては、父親と母親がともに役割分担しながら、共同で家事・育児等を担うことができるよう、父親の子育て参加の促進、育児休業の活用等、子どもを第一に捉えた働き方、暮らし方ができる意識づくり、環境づくりを行います。



基本目標4 すべての子育て家庭を支援する環境づくり



障がいのある子どもや社会的養育が必要な子どもなど、子育てに関する不安や負担を感じている家庭、支援を必要とする子ども・家庭に対する支援やアプローチを引き続き行います。

特に、近年問題視されているヤングケアラー問題や子どもの貧困の解消に向け、関係機関との連携による迅速な現状把握と情報共有、子どもと保護者双方への適切な支援及びアプローチを行い、世帯全体を支援する環境づくりを行います。

基本目標5 子どもが安全に過ごせるための環境づくり

今回のアンケート調査において、子どもの外遊びに関するニーズが強いことから、地域における子どもや子ども連れの保護者が快適に利用できる公共施設や公園等の整備と、交通安全や防災、虐待防止等の子どもの命を守るための活動を引き続き推進します。

また、これまでの防犯対策に加え、社会の情報化が進展する現代において、子どもたちがインターネット犯罪や性犯罪等に巻き込まれないための対策・対応を強化し、子どもたちが安全に過ごせる環境づくりを行います。



3 施策体系

基本理念

ゆたかな自然につつまれて
 やっぱりみんなあいのがすき！
 ～安心子育てのまち・いの町～

基本目標	施策
1 地域全体で子育てする環境づくり	(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援 (2) こどもまんなか社会の実現に向けた意識づくり
2 子どもが自分らしく成長し 活躍できる環境づくり	(1) 教育・保育環境の整備 (2) 子どもの学び場づくり (3) 妊娠期から子育て期までの 一貫した心身の健康づくり (4) 子どもたち自身の心身の健康づくり
3 家庭と仕事を両立させる 環境づくり	(1) 家庭と仕事の両立ができる意識づくり (2) 両立支援のための職場環境づくり
4 すべての子育て家庭を支援する 環境づくり	(1) 社会的養育の必要な子どもへの支援 (2) 障がいのある子どもへの支援 (3) 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進
5 子どもが安全に過ごせるための 環境づくり	(1) 子育てにやさしい環境の整備 (2) 子どもの命を守るための取組の推進 (3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進



第4章 子ども・子育て支援事業の展開



1 教育・保育提供区域の設定

(1) 「教育・保育提供区域」とは

子ども・子育て支援法第61条により、市町村は子ども・子育て支援事業計画において、地理的条件や人口、交通事情その他の社会的条件及び保育・教育施設の整備状況等を総合的に勘案して「教育・保育提供区域」を設定することとされています。

(2) 区域設定について留意すべきポイント

【区域設定における主な国の考え】(子ども・子育て支援法に基づく基本指針 参照)

- 地理的条件、人口、交通事情その他社会的条件、保育・教育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める。
- 小学校区単位、中学校区単位、行政区単位等、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を定める。
- 保育・教育及び地域子ども・子育て支援事業を通じて共通の区域設定とすることが基本となる。

本町においては、効率的な資源の活用を可能とし、町内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域については町内全域(1区域)とします。

2 教育・保育の提供体制の確保及び実施時期等

子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施することとなります。今後も、保護者の選択に基づき教育・保育を受けられるよう利用状況及び利用希望を踏まえ、提供体制の確保を図ります。

◆認定区分と提供施設

1号認定	教育標準時間認定 利用先 幼稚園等	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、教育を希望される場合
2号認定	満3歳以上・保育認定 利用先 保育園等	お子さんが <u>満3歳以上</u> で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育園等での保育を希望される場合
3号認定	満3歳未満・保育認定 利用先 保育園等	お子さんが <u>満3歳未満</u> で、「保育の必要な理由（就労、出産等）」に該当し、保育園等での保育を希望される場合

◆見込量及び確保内容

1号認定、2号認定、3号認定については、過去の利用実績や児童数の推計等を勘案し、計画期間内における必要利用定員総数を、次表のとおり設定します。

【教育】

単位(人)

	令和6年度 (実績見込量)		令和7年度		令和8年度	
	1号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	合計
	①見込量	24	24	38	38	36
②町外施設を利用	6	6	3	3	3	3
③町外からの受け入れ	2	2	4	4	4	4
④町内施設を利用①-②+③	20	20	39	39	37	37
⑤確保方策	幼稚園・ 認定こども園	154	154	154	154	154
⑤-④		134	134	115	115	117

	令和9年度		令和10年度		令和11年度	
	1号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	合計	1号 3-5歳	合計
①見込量	34	34	31	31	30	30
②町外施設を利用	3	3	3	3	3	3
③町外からの受け入れ	4	4	4	4	4	4
④町内施設を利用①-②+③	35	35	32	32	31	31
⑤確保方策	幼稚園・ 認定こども園	154	154	154	154	154
⑤-④		119	119	122	122	123

【保育】

単位(人)

		令和6年度 (実績見込量)				令和7年度				令和8年度			
		2号 3-5 歳	3号			2号 3-5 歳	3号			2号 3-5 歳	3号		
			0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳
①見込量		367	43	84	121	321	46	69	94	306	44	80	77
②町外施設を利用		8	3	5	7	7	2	8	7	7	2	7	8
③町外からの受け入れ		1	0	1	3	3	1	3	2	3	1	3	2
④町内施設を利用①-②+③		360	40	80	117	317	45	64	89	302	43	76	71
⑤確保方 策	保育園・ 認定こども園	409	58	92	137	409	58	92	137	409	58	92	137
	地域型保育事業	0	3	1	1	0	3	1	1	0	3	1	1
	認可外保育施設	19	0	2	4	19	0	2	4	19	0	2	4
⑤-④		68	21	15	25	111	16	31	53	126	18	19	71

		令和9年度				令和10年度				令和11年度			
		2号 3-5 歳	3号			2号 3-5 歳	3号			2号 3-5 歳	3号		
			0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳		0歳	1歳	2歳
①見込量		285	43	78	90	263	42	74	87	255	40	73	83
②町外施設を利用		7	2	7	8	7	2	7	8	7	2	7	8
③町外からの受け入れ		3	1	3	2	2	1	3	2	2	1	3	2
④町内施設を利用①-②+③		281	42	74	84	258	41	70	81	250	39	69	77
⑤確保方 策	保育園・ 認定こども園	409	58	92	137	409	58	92	137	409	58	92	137
	地域型保育事業	0	3	1	1	0	3	1	1	0	3	1	1
	認可外保育施設	19	0	2	4	19	0	2	4	19	0	2	4
⑤-④		147	19	21	58	170	20	25	61	178	22	26	65

◆確保方策

見込数を考慮した確保方策となっています。現状の定員数を維持するため、保育士の確保に努めます。

3 地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保及び実施時期等

(1) 時間外保育事業（延長保育）

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日及び時間において、保育園等で引き続き保育を実施する事業です。

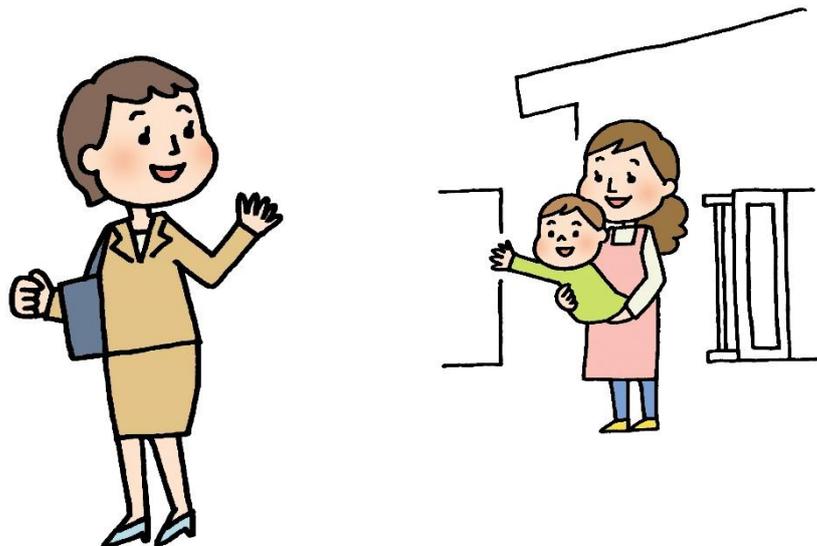
※開所時間 11 時間を超えて保育を行うことが実施要件となり、町内では伊野保育園、あいの保育園、神谷保育園で行っています。

◆「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人、か所／年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量		110	110	110	110	110
②確保の内容	(人)	210	210	210	210	210
	(か所)	3	3	3	3	3
②-①		100	100	100	100	100

◆確保方策

確保の内容と比べると見込量が下回っており、現在の受け入れ体制で見込量は確保できると考えます。



(2) 放課後児童健全育成事業

共働き家庭など留守家庭の小学校に就学している児童に対して、学校の余裕教室や児童館、公民館などで、放課後等に適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る事業です。

◆放課後児童クラブの状況

名称	開設	定員（人）	活動場所
伊野小学校ひまわり児童会	昭和50年度	46	伊野小学校
伊野小学校なのはな児童会	令和元年度	46	伊野小学校
枝川小学校さくらんぼ児童会	平成10年度	77	枝川小学校
枝川小学校ホットハウス児童会	令和元年度	22	枝川小学校
川内小学校たんぼぼ児童会	平成18年度	30	川内小学校
吾北小学校むささび児童会	平成23年度	40	吾北小学校
伊野南小学校ログハウス児童会第一(委託)	平成10年度	50	伊野南小学校
伊野南小学校ログハウス児童会第二(委託)	令和2年度	31	伊野南小学校

◆「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人／年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	低学年	264	260	255	261	248
	高学年	65	68	69	70	69
②確保の内容	低学年	277	297	296	295	296
	高学年	65	68	69	70	69

◆確保方策

平成24年の児童福祉法改正により、平成27年4月から対象年齢が「おおむね10歳未満」から「小学校に就学している」児童となったことに伴い、いの町においても高学年の受け入れを実施しているところですが、放課後児童クラブを特に必要とする小学1～3年生が高学年の入会によって入会できない事態を避けるため、小学1～3年生を優先的に入会させることとし、空いている枠で高学年の受け入れを実施します。

また、職員配置の改善、開設場所や運営する人材の確保に努めます。

さらに、多様な居場所づくりの推進として、全ての子どもに安全・安心な居場所の確保を図る観点から、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を推進するとともに開設時間の延長についても必要に応じて検討します。

(3) 子育て短期支援事業

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

◆「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	15	15	15	15	15
②確保の内容	15	15	15	15	15
②-①	0	0	0	0	0

◆確保方策

現在の受け入れ体制で見込量は確保できると考えます。今後は、相談窓口の周知、充実を図っていきます。



(4) 地域子育て支援拠点事業

妊婦や乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、子育てに関する講習等の開催、地域の子育て支援活動の展開を図るための取組を継続的に行う事業です。

◆地域子育て支援センターの状況

名称	開設	定員(人)	場所
いの町地域子育て支援センター ぐりぐらひろば	平成12年度	40	いの町1510-1

◆「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人回/月)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量		404	390	403	388	375
②確保の内容	(人回)	840	840	840	840	840
	(か所)	1	1	1	1	1
②-①		436	450	437	452	465

◆確保方策

今後も子育て家庭のニーズに応じた子育て支援活動の展開を図るとともに、引き続き誰もが利用しやすい環境づくりに努めます。また、こども家庭センター等の関係機関と地域子育て支援センターの連携を図りながら、サポートが必要な妊婦や子育て家庭が利用へと繋がるように支援します。



(5-1) 一時預かり事業（幼稚園の預かり保育）

家庭において保育を受けることが一時的に困難となった幼稚園在園児について、教育時間後に当該幼稚園において一時的に預かり、必要な保護を行う事業です。

◆「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量		400	400	400	400	400
②確保の内容	(人日)	400	400	400	400	400
	(か所)	2	2	2	2	2
②-①		0	0	0	0	0

◆確保方策

平成31年度から認定こども園えだがわ、令和4年度から伊野幼稚園で実施しており、今後もニーズを把握しながら継続的に事業を実施します。

(5-2) 一時預かり事業（幼稚園以外による一時預かり）

日中に家庭での保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等で一時的に預かる事業です。

※町内では、あいの保育園、認定こども園えだがわで行っています。

◆「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量		1,000	1,000	1,000	1,000	1,000
②確保の内容	(人日)	6,000	6,000	6,000	6,000	6,000
	(か所)	2	2	2	2	2
②-①		5,000	5,000	5,000	5,000	5,000

◆確保方策

今後もあいの保育園や認定こども園えだがわでの受け入れが可能であるため、広報等で周知しながら運営支援を行っていきます。

(6) 病児・病後児保育事業

病児・病後児について、自宅での保育が困難な場合に、病院・保育所等において一時的に保育を行う事業です。

◆病後児保育室の状況

名称	開設	定員（人）	場所
病後児保育室そらいろ	令和3年度	3	いの町1510-1 (いの町総合健康センター内)
病後児保育室そらいろ吾北分室	令和4年度	3	いの町上八川甲2010 (吾北中央公民館内)
病後児保育室そらいろ本川分室	令和4年度	3	いの町長沢123-8 (本川プラチナ交流センター内)

◆「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」 (病児保育)

(単位：人日/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	120	120	120	120	120
②確保の内容（人日）	0	0	0	0	0
②-①	△120	△120	△120	△120	△120

(病後児保育)

(単位：人日/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	36	36	36	36	36
②確保の内容（人日）	720	720	720	720	720
②-①	671	672	673	673	675

◆確保方策

令和3年度から、いの町総合健康センター内において病後児保育事業を開始しており、病後児保育については現在の受け入れ体制で見込量は確保できると考えます。病児保育については、実情に合わせて検討していきます。



(7) ファミリー・サポート・センター事業

子育てをお手伝いしてほしい「依頼会員」と子育てのお手伝いをしたい「援助会員」が会員となって、地域において助け合う会員制の有償ボランティア組織です。依頼を受けた「援助会員」が、保育施設や習い事等への送迎、放課後の預かり等をお手伝いします。

ファミリー・サポート・センターは、「依頼会員」と「援助会員」のマッチング(事前の顔合わせや調整)を行うとともに、「援助会員」となるための『保育サービス講習会』の開催、会員間の交流を深める交流会等を開催し、地域の子育て支援の輪を広げていきます。

◆「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	90	89	86	85	82
②確保の内容	90	89	86	85	82
②-①	0	0	0	0	0

◆確保方策

今後も利用は増加することが考えられるため、「援助会員」の確保に努めるとともに、交流会等で会員間の交流を図り、利用しやすい環境づくりに努めます。



(8) 妊婦健診事業

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

◆「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	1,001	960	931	902	873
②確保の内容	1,001	960	931	902	873
②-①	0	0	0	0	0

◆確保方策

県や高知県医師会と連携を図り、継続して事業を実施します。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

◆「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人、%/年)		令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	(人)	88	84	81	79	76
	(訪問率)	100	100	100	100	100
②確保の内容		88	84	81	79	76
②-①		0	0	0	0	0

◆確保方策

生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供等の事業を継続します。

(10-1) 養育支援訪問事業

養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

◆「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	30	29	29	28	27
②確保の内容	30	29	29	28	27
②-①	0	0	0	0	0

◆確保方策

養育支援が必要な家庭に対して継続して事業を実施します。

(10-2) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整担当職員や構成機関員の専門性強化及び構成機関間の連携強化を図る取組を実施する事業です。

◆実施施策

要保護児童等の代表者会議	年に1回開催し、各機関の取組状況等を共有するなどし、児童虐待に対する理解を深めます。
実務者会議	年に3回、児童相談所や警察、関係機関の実務者で会議を開催し、要保護児童等に関する情報共有、支援方針の検討を行います。
個別ケース会議	必要に応じて要保護児童等に直接かかわりのある担当者等で構成し、要保護児童等に対する具体的な情報交換や援助方法について協議します。
関係機関との調整	調整機関職員や構成機関員の専門性強化を図ります。

◆確保方策

早期発見及びその適切な保護、並びに適切な対応に努めます。

(11) 利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

◆「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：か所／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	1	1	1	1	1
②確保の内容	1	1	1	1	1

◆確保方策

令和7年度からこども家庭センターを開設し、すべての妊産婦、子育て世帯、子どもへの一体的相談支援を行うとともに、今後も関係する機関と連携を図りながら、継続していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

低所得で生計が困難である者等の子どもが、特定教育・保育等又は特定子ども・子育て支援を受けた場合において、当該保護者が支払うべき実費徴収に係る費用の一部を助成する事業です。

◆確保方策

保護者の世帯所得の状況などを勘案しながら、保育の充実に努めていきます。

(13) 多様な主体が参画することを促進するための事業

新規参入事業者に対する相談・助言等巡回支援や、健康面や発達面において特別な支援が必要な子どもを私立認定こども園で受け入れるための職員の加配を促進する事業です。

◆確保方策

現在、いの町では実施しておりませんが、実情により実施を検討します。

(14) 産後ケア事業【新】

出産後1年未満の母子に対し、心身の安定及び育児不安の解消を図るため、助産師等の専門職が一人ひとりの悩みに応じて、訪問・通所・宿泊など様々な形で支援を行う事業です。

◆「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	88	84	81	79	76
②確保の内容	88	84	81	79	76

◆確保方策

産後ケア事業利用者の自己負担金（利用料）の、一部助成を行い、産婦及び乳児が心身のケアや育児のサポートを受け、安心して子育てできる支援体制を確保します。

(15) 子育て世帯訪問支援事業【新】

家事・育児等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を支援員が訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・育児等の支援を実施する事業です。

◆「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	10	10	10	10	10
②確保の内容	—	—	—	—	—

◆確保方策

今後は、実施者や訪問支援員等の確保などの事業のあり方と事業の実施を検討していきます。

(16) 児童育成支援拠点事業【新】

養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じて、生活習慣の形成や学習のサポート、進路等の相談支援、食事の提供等を行う事業です。

また、児童及びその家庭の状況をアセスメントし、関係機関へのつなぎを行うなど、個々の児童の状況に応じた包括的な支援の提供を図ります。

◆「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	10	10	10	10	10
②確保の内容	—	—	—	—	—

◆確保方策

今後は、状況に応じて事業の実施を検討していきます。

(17) 親子関係形成支援事業【新】

子どもとの関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が相互に悩みや不安を相談・共有し、情報の交換ができる場を設けるなど、その他の必要な支援を行う事業です。

◆「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人／年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	30	30	30	30	30
②確保の内容	—	—	—	—	—

◆確保方策

今後は、状況に応じて事業の実施を検討していきます。

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）【新】

保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児に、月一定時間の通園給付を行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童及び保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

◆「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人日/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	48	48	48	48	48
②確保の内容	48	48	48	48	48

◆確保方策

令和7年度は1園で試行的事業を実施予定となっています。令和8年度の本格実施に向けて、実施場所等の検討を行っていきます。

(19) 妊婦等包括相談支援事業【新】

妊婦やその配偶者に対して面談を行い、妊婦等の心身の状況や置かれている環境その他の状況の把握を行うほか、母子保健及び子育てに関する情報の提供、相談その他の援助を行う事業です。

◆「見込量」に対する「確保の内容」及び「実施時期」

(単位：人/年)	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
①見込量	264	252	243	237	228
②確保の内容	264	252	243	237	228

◆確保方策

妊娠届出時、産前訪問時、産後訪問時の3回、保健師が面談を行い、妊娠期から切れ目ない相談支援の充実を図ります。

4 子ども・子育て支援事業の推進体制

(1) 幼児教育・保育の一体的提供及び推進

3歳以上児の教育に関しては、幼稚園教育要領、認定こども園教育・保育要領、保育指針の整合性を図りながら、幼児期の終わりまでに育ってほしい10の姿を目指し、幼稚園・保育園・認定こども園それぞれの園が同じ方向性の幼児教育を行っております。教育・保育の一体的な提供により、質の高い教育・保育の保障に努めます。

また、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が開始され、対象となる3歳～5歳児を中心として、保護者の働き方の変化や幼児教育・保育への関心の高まりにより、教育・保育ニーズはますます多様化することが考えられます。国による無償化等の影響を考慮しながら、保育園等の需要に対応できるよう人材確保に努めます。

(2) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

幼児教育・保育無償化に伴い、私学助成幼稚園の利用料等、幼稚園・認定こども園の預かり保育利用料、認可外保育施設等の利用料を対象として「子育てのための施設等利用給付」が創設されました。

この制度は、①市町村の確認を受けた施設を②市町村の認定を受けた子どもが利用した際に要する費用を給付するものです。

本町では、子育てのための施設等利用給付にかかる申請について、対象者を把握するとともに申請の勧奨に努め、施設等利用費の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

また、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等については、県に対して情報等の共有を行い、適切な取り組みを進めていきます。

(3) 産後の休業及び育児休業後の特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保

産前、産後休業及び育児休業期間中の保護者に対して、訪問事業や健診及び相談事業、並びに利用者支援事業(こども家庭センター)による情報提供や相談支援を実施します。

また、当事者だけでなく、企業などにも、子ども・子育て支援に関する情報の周知・普及啓発を行い、復職しやすい環境づくりの支援を行うとともに、今後も保育ニーズに応じた保育定員の確保を行います。

(4) 子どもに関する専門的な知識及び技術を要する支援

近年、全国では児童が死に至る児童虐待が発生しています。児童虐待の発端(原因)は発達障害、家族の病気や育児能力不足、DVなど多様であり、調査や支援に入ることが困難なケース、長期にわたる支援の必要や対応に苦慮するケースが増えてきています。

今後、こども家庭センターを中心として、相談、訪問体制を整えきめ細やかな支援に努めます。また、児童相談センターを始め母子・父子自立支援員や学校・保健師・主任児童委員・警察等関係機関と綿密な情報共有と連携を図りながら早期発見と適切な支援につなげます。

①児童虐待防止対策の充実

乳児期の各健診、乳児家庭全戸訪問事業等を通じて、養育支援を必要とする家庭や虐待の早期発見、早期対応に努めます。また、こどもを守る地域ネットワークである要保護児童対策地域協議会の機能強化をすることにより、関係機関との連携強化を図ります。特に、一時保護等の措置権限を有する児童相談所と密接に連携し、役割分担のもと、家庭への継続した支援を行うことで虐待の防止に努めます。

②ひとり親家庭の自立支援の推進

子育てや生活支援策、就業支援策、養育費の確保策等について、総合的な対策を実施するとともに、相談体制の充実や各種情報の提供を行います。

③障がい児施策の充実等

障がいのある子どもなど、配慮を要する子どもが日常生活する上での支援や、障がいの有無にかかわらず教育や保育を受けられるための教育・保育支援体制の整備等を図るとともに、関連施策を実施する中で、発達障がい等様々な障がいの早期発見、早期支援に努めます。

(5) 職業生活と家庭生活との両立を図るための雇用環境の整備と連携

①仕事と生活の調和実現のための働き方の見直し等

男女が協力して、働きながら家庭を築くことの意義に関する教育や啓発について、各分野で連携を図るとともに、企業や各種団体に対し、従業員の仕事と子育てや家庭生活、地域生活が両立できる制度整備について、啓発や情報提供等を積極的に推進します。

②仕事と子育ての両立のための基盤整備

教育・保育及び放課後児童クラブ運営事業(放課後児童健全育成事業)や、ファミリー・サポート・センター事業の充実等、多様な働き方に対応した子育て支援を展開するとともに、国や県及び関係機関が連携を図ります。

(6) 地域子ども・子育て支援事業の関係機関相互の連携推進

各子育て支援事業の実施者の連携・協力の推進を図るため、関係機関の連携会議の開催等の取組を推進します。



第5章 子ども・子育て支援施策の充実



1 地域全体で子育てする環境づくり

(1) 妊娠期から子育て期までの切れ目のない支援

①家庭教育の充実

- 保護者対象の学習会、町内全域の子育て家庭を対象とした講演会等を開催し、家庭教育の学習機会を提供します。
- こども家庭センターを家庭教育に関する相談窓口の一つとするとともに、保護者に対する支援事業を実施することで家庭教育の充実を図ります。

主な実施内容

保護者向け学習会の実施

②妊娠・出産・産後を健やかに過ごすための相談支援

- 妊娠・出産・産後の不安や悩みを早期に軽減・解消できるように、マタニティ教室を継続していきます。また、周知の方法を検討し、参加しやすい体制を目指します。

主な実施内容

マタニティ教室／産後ケア事業

③こども家庭センターの設置

- こども家庭センター内に妊娠・出産・育児に関する相談窓口を設け、常時相談に応じられる体制を構築します。
- こども家庭センター内に産後ケアに関する窓口を設置し、退院直後の母子に対して心身のケアや育児サポート等を行い、産後も安心して子育てができる支援体制を引き続き充実していきます。

主な実施内容

こども家庭センターの設置／相談事業(育児相談・母乳相談・来所相談・電話相談等)／産後ケア事業
妊娠・出産・子育てに関する相談業務／乳幼児健診／妊婦のための支援給付／児童虐待に関する相談

④子育て情報の提供

- ぐりぐらつうしん・広報誌・ホームページ・各講座のポスターやチラシ、文書の掲示等により、子育て情報の発信に努めます。

主な実施内容

各種媒体(広報誌やホームページ・SNS等)を活用した情報発信

⑤移住・定住促進につなげる PR

- 本町において特徴のある子育て支援施策やサービスについては、関係課が連携を図り PR を進めることで、移住・定住促進につなげます。

主な実施内容

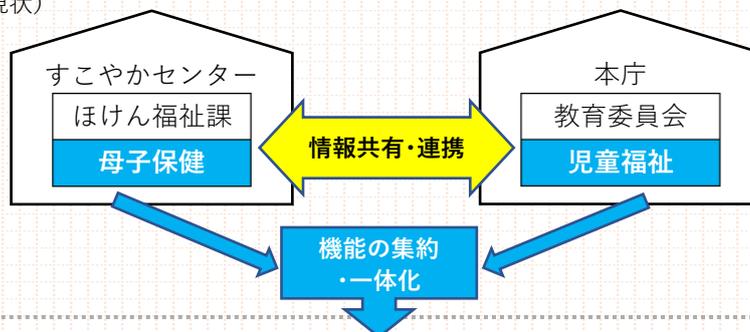
各種媒体(広報誌やホームページ)を活用した情報発信/
都市圏における移住フェア等で関係課と連携して移住・定住促進につなげる情報発信を行う

子育てコラム ～こども家庭センターってなに？～

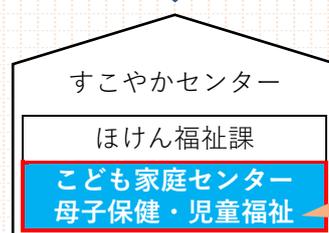
令和7年4月、すこやかセンター伊野 ほけん福祉課内に「いの町こども家庭センター」を設置します。妊娠期から子育て期全般に関する悩みや児童虐待など、困難や課題を抱えたこどもやその家庭に対し、専門の職員が地域の関係機関と連携・協力し合って、切れ目のない相談支援を行います。

相談内容に応じて、情報提供や適切なサービスや支援機関におつなぎします。

(現状)



(令和7年4月～)



<業務内容>

- ・児童及び妊産婦の福祉や母子保健の相談把握、情報提供、必要な調査及び指導
- ・保健指導、健康診査
- ・関係機関等との総合調整
- ・支援を要する子ども、妊産婦へのサポートプランの作成
- ・地域資源の開拓

(2) こどもまんなか社会の実現に向けた意識づくり

①地域における子育てネットワークの形成

- 子育てを地域で支える基盤や環境を作るため、行政機関は母子保健推進員の活動を支援していきます。
- 地域に根ざした子育て支援活動を推進するため、ぐりぐらひろば保護者会「いちごサークル」等の活動を支援していきます。
- 子育てを地域で支える基盤や環境をつくるため、行政機関と関係機関が連携して、子育て支援団体等との情報が共有できるネットワークづくりを推進します。

主な実施内容

母子保健推進員養成講座／地域における子育てネットワークの形成／子育て支援交流会「こそユニ！い～の」の開催／子育て世代地域実践会議

②地域における交流イベント等の促進

- 親子ふれあい遊び等、体験型学習事業を実施することで親と子のふれあいを促進します。
- 子育て家庭のニーズに応じた講座内容を検討し、引き続き誰もが参加しやすい子育て講座を実施します。
- 親子が訪れる様々な場所で、絵本の読み聞かせやわらべうたあそび等に触れる機会を作り、親子の触れ合いを促進します。
- 季節行事や子育て講座、日々の遊びや生活を通して、妊婦や子育て家庭の出会いや交流を促進します。また、地域の関係機関と協力し合うことで、新たな交流の機会やつながりが生まれる活動となるように努めます。

主な実施内容

親子ふれあい遊び／子育て講座の実施／絵本読み聞かせ／妊婦や子育て家庭の交流促進

③ファミリー・サポート・センターの活性化

- ファミリー・サポート・センター事業の利用促進や、援助会員への各種講習、交流会等を開催し、活動の活性化を図ります。

主な実施内容

利用促進事業・講習会・交流会

④子どもの権利に関する気運の醸成

- 学校や地域で子どもたちに「子どもの権利条約」や具体的な権利について教え、権利の重要性を伝えるとともに、保護者や地域住民に対しても地域イベントやキャンペーンを通じた啓発活動を行い、子どもたちが自らの権利を理解し、主張できる力を育むための基盤づくりを行います。

主な実施内容

子どもの権利の周知啓発

子育てコラム ～子どもの権利について～

「子どもの権利」は、子どもたちが健やかに成長するために欠かせない基本的な権利で、すべての子どもが生まれたときから持っているものです。

平成元年11月に、世界中の子どもたちが守られるべき権利について定めた世界の合意として『子どもの権利条約』が国連にて採択され、日本では平成6年に批准されました。

ここでは、子どもの権利条約で定められている子どもの基本的人権に関して、4つの柱を紹介します。

生きる権利

- ・住む場所や食べ物があること
- ・病気やケガをしたら治療を受けられること
- ・健康に生まれ、防げる病気などから命が守られること

育つ権利

- ・教育を受け、休んだり遊んだりできること
- ・もって生まれた能力を十分に伸ばしながら成長できること
- ・自分の名前や国籍を持ち、親や家族と一緒に生活できること

守られる権利

- ・紛争や戦争に巻き込まれず、難民になったら保護されること
- ・あらゆる種類の暴力や搾取、有害な労働などから守られること
- ・障がいのある子どもや少数民族の子どもなどは特に守られること

参加する権利

- ・プライバシーや名誉がきちんと守られること
- ・自由に意見を表したり、団体を作ったり、自由な活動を行えること
- ・成長に必要な情報が提供され、子どもにとってよくない情報から守られること



2 子どもが自分らしく成長し活躍できる環境づくり

(1) 教育・保育環境の整備

① 幼児教育・保育の充実

- 日々の遊びや集団生活の中で、基本的な生活習慣の獲得や人間性の芽生えを手伝いながら学習意欲の基礎となる好奇心や探求心を養うことができるよう環境構成を行い、良質な幼児教育・保育の提供に努めます。
- 老朽化した施設や備品の更新を適宜行い、安全に保育できる環境を整えます。
- 幼児教育から小学校教育への円滑な接続のため、各園・各小学校が連携・協力して、子どもをまんやかにした「架け橋期のカリキュラム」を作成し、カリキュラムの実践・評価・改善に取り組めます。

主な実施内容

保育指導計画／施設改築事業・備品購入事業／幼保小の架け橋プログラム事業

② 地域に開かれた学校づくりの推進

- コミュニティ・スクール^{※2}と地域学校協働本部の一体的な推進に努めます。
- 地域と学校が連携・協働し、地域全体で未来を担う子どもたちの成長を支え、地域を創生する活動を推進するため、地域人材の発掘、学校の受け入れ体制の整備を実施します。

主な実施内容

学校運営協議会の計画的な実施／地域学校協働本部事業

③ 読書活動の推進

- 年齢や発達段階に応じた様々な読書推進活動を図書館内外で展開します。
- 健診会場に来られたすべての4か月児親子に、1組ずつ読み聞かせを行い絵本を手渡すブックスタート事業を継続します。
- 移動図書館事業では、巡回場所及びコースの見直しを図り、サービスの拡充と利用の拡大を図ります。
- 保護者やボランティアなどの子どもに携わる方々を対象に、読み聞かせや読書に関する研修会を実施し、子どもの読書活動を推進する人材の育成を図ります。

主な実施内容

図書館内外での読書推進活動／ブックスタート事業／移動図書館事業／読書活動を推進する人材の育成

² コミュニティ・スクール…学校運営協議会設置校のこと。学校運営協議会とは、学校運営及びそのための必要な支援に関して協議する機関。保護者及び地域住民等の学校運営への参画、支援・協力を促進することで、互いの信頼関係を深め、運営の改善や児童生徒の健全育成に取り組む。

④防災・防犯意識の向上

- 地域の実情に合わせた事業を展開し、防災・防犯意識の向上を推進します。

主な実施内容

起震車体験事業／防災キャンプの実施／避難訓練の実施

⑤相談支援体制の充実

- 相談窓口の周知を図り、子どもから大人、町立校勤務教職員も含めた相談支援体制を確立します。

主な実施内容

スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、教育相談員による相談支援事業

⑥ジェンダーアイデンティティの理解促進

- 教育現場や地域社会において、ジェンダーの概念や性の多様性についての教育プログラムを導入し、子どもたちが他者のアイデンティティを尊重し合う姿勢を育みます。
- 保護者や教育者への研修を通じて、ジェンダーに関する理解を深め、子どもたちの疑問や悩みに対して開かれた対話を促すことにも努めます。

主な実施内容

ジェンダーアイデンティティの考え方の導入

⑦学校における指導・運営体制の整備

- 教職員や保育士等が教育・保育における最新の知見やスキルを学べるよう、研修会の提供に努めます。
- メンタルヘルスやストレス管理に関する支援も重要であることから、教職員及び保育士等が健全な環境で働ける体制づくりを目指します。

主な実施内容

教育・保育現場の体制整備／職員のメンタルケア

⑧将来に希望を持てる子どもを育成するための支援

- 教育や生活環境の整備を通じて、子どもたちの自己肯定感や意欲を高めるため、趣味や特技を発見する機会を増やしたり、コミュニティ活動に参加したりすることで、人とのつながりや協力の大切さを学ぶ機会を創出します。
- 子どもたちが将来の選択肢について具体的に考える機会を設けることについても検討します。

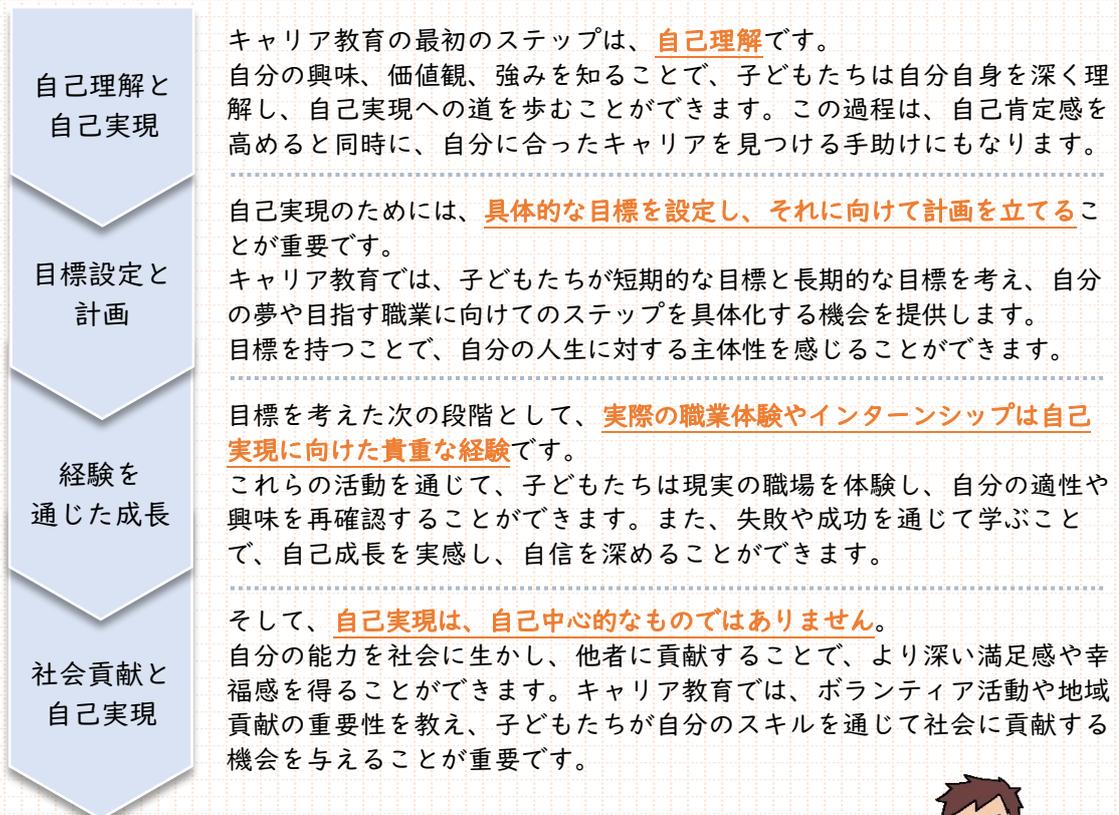
主な実施内容

キャリア教育の推進／特別活動の充実

子育てコラム ～未来への道しるべ～

キャリア教育は、子どもたちが将来の職業選択を考えるだけでなく、自己実現を目指すための大切なプロセスです。自己実現とは、自分の可能性を最大限に引き出し、人生を充実させることを意味します。

ここでは、キャリア教育と自己実現の関係について考えてみましょう。



キャリア教育は、子どもたちが自己実現に向かって成長するための大きな支えとなります。わたしたち大人は、子どもたちが描く未来への道しるべとなる存在でありたいですね。



(2) 子どもの学び場づくり

①子どもの居場所づくりの推進

- 放課後児童クラブの待機児童を解消するとともに、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の確保に努めます。
- 放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を引き続き推進していくことにより、全ての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の確保に努めます。

主な実施内容

放課後児童健全育成事業／放課後子ども教室

②地域との連携による交流や体験機会の創出

- 豊かな自然環境と、幅広い経験を持つ地域人材を活用した体験活動を実施します。地域の伝統文化の継承も含め、一人ひとりの個性を生かし、子どもたちの「生きる力」を育成します。
- 季節行事や子育て講座、日々の遊びや生活を通して、妊婦や子育て家庭の出会いや交流を促進します。
- 地域の関係機関と協力し合うことで、新たな交流の機会やつながりが生まれる活動となるように努めます。

主な実施内容

地域学校協働本部事業／山の学習支援事業／妊婦や子育て家庭の交流促進

③いじめや不登校に対する取組の推進

- いじめ防止対策推進法やいの町いじめ防止対策推進条例等に基づき、いじめの早期発見及びいじめへの対処等について、家庭、地域、関係機関及び団体が連携した取組を推進します。
- 不登校児童への対策は、個別のケースに応じた柔軟な支援を、学校、家庭、関係機関や地域が連携することが重要であり、一人ひとりに寄り添った支援のPDCAを継続して行うことで、子どもが安心して、自立・成長できる環境を整備します。

主な実施内容

いじめ問題対策推進協議会／教育支援センター・学びの多様化学校

(3) 妊娠期から子育て期までの一貫した心身の健康づくり

①安心して妊娠・出産できる支援体制

- こども家庭センター内に妊娠、出産、育児等に関する申請窓口や悩み・不安を相談できる窓口を設け、常時申請及び相談に応じられる体制を構築します。
- 安心して妊娠、出産、子育てができるよう、各関係機関が連携し、支援体制を強化します。

主な実施内容

不妊(不育)相談・不妊治療費助成事業／母子健康手帳及び妊婦一般健康診査受診票の交付／妊婦に対する相談支援／地域子育て支援センター「ぐりぐらひろば」(妊婦対象)の紹介／関係機関との連携

②安心して子育てができる支援体制の充実

- 疾病の早期発見や予防教育、育児不安の解消等を目的に多職種による健診を実施します。必要に応じ、健診後も訪問や相談等の個別対応や、保育園・幼稚園・認定こども園とこども家庭センター及び医療機関等の関係機関が連携しながら継続した支援を推進します。
- 子育ての悩みや不安の軽減に早期に対応できるよう、生後4か月以内に全対象者を訪問し、あわせて予防接種等の育児に関する情報提供を行います。
- 育児の不安・負担の軽減や、親同士の交流する機会を持つために、育児相談を継続します。枝川、天王地区の育児相談は、おやつを提供したり、ふれあい遊びを取り入れたり内容を充実させていきます。
- 調理実習はコミュニケーションが活発になり、親同士の会話も増えることから、継続してぐりぐらひろばの保育士にも参加してもらい、ひろばに繋げる等、支援の充実を図ります。
- こども家庭センター内にいの町未熟児養育医療助成事業窓口を設け、引き続き常時申請に応じられる体制を構築します。
- 養育支援を必要とする家庭に、専門職が定期的に養育支援訪問を継続します。
- 親の負担軽減、発達特性及び対応方法への理解を深める支援を行います。
- 親が子どもの発達を理解し、発達に応じた育児ができるよう、発達に配慮が必要な子どもの早期発見・支援・療育を推進します。

主な実施内容

乳幼児健診／乳児家庭全戸訪問／育児相談／離乳食講習会／未熟児養育医療助成事業／養育支援訪問／ペアレント・トレーニング／個に応じた発達支援

③親と子のこころのケア

- 保育士による日常的な会話を通して、子育て家庭のこころに寄り添う支援を継続的に実施します。
- 相談内容に応じて、子育てソーシャルワーカー等の専門職へつなぐことで、更なる支援の充実を図ります。

主な実施内容

親と子のこころのケア／子育てソーシャルワーカー等による個別相談

④関係機関との連携した子育て支援

- 関係機関が定期的に連絡会を実施し、日頃から状況共有を密に行い、タイムリーな支援に繋がります。
- 定期訪問や関係機関の連携支援のみならず、病院（医療）への受診同行を行っています。医師に相談できる機会も確保しており、更なる親子支援の充実を図っています。

主な実施内容

情報の共有・検討会の実施／思春期ネットワーク会議／関係機関の連携による支援チームの体制整備

子育てコラム ～ぐりぐらひろば～



妊娠期から利用できる親子の広場“ぐりぐらひろば”（いの町地域子育て支援センター）は子どもたちの健全な成長を支援するとともに子育て中の保護者や家族を見守り、地域全体で子育てを支援する基盤や環境を作ることを目的としています。

地域の公園のように、妊婦さんや親子が気軽に利用できるひろばです。絵本やおもちゃ、ベビーベット、授乳コーナー、砂場などを用意しています。おじいちゃんやおばあちゃんの孫育てにもご利用ください。ひろばのスタッフが気軽に相談にのり、子育てを応援します。

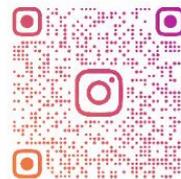
ぐりぐらひろば

住所：吾川郡いの町1510-1

（いの町総合健康センター内）

TEL：088-892-3151

時間：月～金 9：30～15：00（祝日休み）



INO_GURIGURAHIROBA

「ぐりぐらひろば」ホームページ▲ インスタグラム▲

(4) 子どもたち自身の健康づくり

①生活リズム・体力向上

- いのスポーツクラブ・スポーツ推進委員会等との連携による幼児・学童対象の「いのっ子スポーツフェスタ」やスポーツ教室を開催します。

主な実施内容

いのっ子スポーツフェスタ・スポーツ教室の開催

②食育の推進

- 乳幼児期から中学校までの児童・生徒とその保護者を対象に、「早寝早起き朝ごはん」などによる規則正しい生活習慣を普及・啓発し、食について学ぶ機会を設けることで、健全な心身の構築と豊かな人間性を育ていく食育の取組を推進します。

主な実施内容

「早寝早起き朝ごはん」の普及・啓発／離乳食講習会／きらきらキッズ事業／ヘルスメイトによるおやつを試食と伝達講習／給食の充実と給食を通じた食育／親子料理教室の開催

③いのちの大切さについての知識の普及

- 乳幼児ふれあい体験や妊婦体験の実施や、産婦人科医・助産師による講演を通して、いのちの大切さについての知識や性に関する知識の向上に努めます。
- 自分が愛されて育ってきたことを認識する機会等を通して、いのちの大切さについての知識の向上に努めます。

主な実施内容

いのち育て事業／いのちのおはなし

④児童・生徒におけるSOSの出し方教育の推進

- 相談することの大切さを学校以外でも伝える機会を創出しながら、いのちの大切さやSOSの出し方を周知するための取組を推進します。

主な実施内容

「SOSの出し方教育」の実施

3 家庭と仕事を両立させる環境づくり

(1) 家庭と仕事の両立ができる意識づくり

①働き方の見直しについての意識啓発

- 職業生活重視の働き方だけでなく、家庭生活や地域活動等への積極的な参画が可能な働き方など、多様な働き方を認められるよう、意識啓発や環境づくりを推進します。

主な実施内容

厚生労働省作成の啓発ポスターの掲示／リーフレットなどの配布

②父親の家事・子育てへの参画促進

- 父親が子育てに積極的に参加できるよう、国や県、民間企業、地域住民等と連携を図りながら、共育ての推進等の意識啓発を推進します。
- 父親の家事・子育てへの参画促進に向けて、父親が定期的集える機会を設けます。

主な実施内容

厚生労働省作成の啓発ポスターの掲示／リーフレットなどの配布／パパ DAY・父親向け講座の実施

③家庭における男女共同参画や女性活躍の意識啓発

- 男女共同参画に関する正しい認識や平等意識を持ち、社会のさまざまな分野で対等な立場で参画していくための啓発活動や、女性が活躍できる環境整備を実施します。

主な実施内容

ポスターの掲示／チラシの配布

(2) 両立支援のための職場環境づくり

①働く母親・父親を支える職場意識の醸成

- 育児休業制度や看護休暇制度の導入と、制度を利用しやすい職場の雰囲気など、子育て家庭を理解し、見守る職場環境づくりに努めるよう事業所等に働きかけます。

主な実施内容

厚生労働省作成の啓発ポスターの掲示／リーフレットなどの配布

②事業主・企業の取組促進の啓発

- 育児休業制度・看護休暇制度の導入や、女性活躍に係る取組を促進するために、パンフレット等の配布により、事業主等に制度の趣旨や内容についての普及啓発活動を推進します。

主な実施内容

厚生労働省作成の啓発ポスターの掲示／リーフレットなどの配布／
事業者向け研修(経営者・管理職等)の開催

子育てコラム ～知っておきたい 育児・介護休業法～

育児・介護休業法では、働く人が育児や家族の介護を理由に会社をやめることなく仕事と育児、介護を両立して働き続けられるように、育児休業制度や介護休業制度など様々な両立支援が定められています。これらは、会社の規模や規定に関係なく、要件を満たしていれば取得が可能です。

育児休業制度・介護休業制度

子育て中の労働者・要介護状態の家族を介護する労働者 ※要件あり

【仕事と育児・介護の両立支援制度】

- 育児休業
- 子の看護休暇・介護休暇
- 短時間勤務制度
- 所定外労働の制限
- 時間外労働の制限
- 深夜業の制限

厚生労働省では、育児休業制度活用に向けた特設サイトを開設しています。

**制度の利用に悩んでいる人、自分が対象かわからない人、
詳しく制度を知りたい人はぜひチェックしてみてください。**



厚生労働省 | 育児休業制度 特設サイト▲

4 すべての子育て家庭を支援する環境づくり

(1) 社会的養育の必要な子どもへの支援

①地域での仲間づくり支援

- 親子が集う場で、気軽な交流や情報交換を図り安心して子育てできる地域づくりにつながるよう、子育て家庭のニーズに応じた取組を展開していきます。

主な実施内容

地域子育て支援拠点事業

②養育支援が必要な家庭に対する支援の充実

- 健康診査の実施や関係機関との連携の中で、養育支援訪問事業を活用し、養育支援を必要とする子どもとその家族を早期に把握し、状況に応じた必要な支援を行います。

主な実施内容

養育支援訪問事業

③外国籍等の子どもや家庭への対応

- 外国籍の家庭や幼いころから外国で生活していた子どもなど、日本語での読解やコミュニケーションの困難な人たちが、安心して教育を受けられ、暮らし続けられるようタブレット端末の活用等により支援します。

主な実施内容

タブレット端末を活用した通訳・翻訳サービスの提供

④ヤングケアラーへの支援

- ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子どもや若者のことです。学業や遊びの時間を犠牲にし、心身の負担を抱えていることから、安心して相談できる場の提供と必要な支援へのつなぎ、学校との連携による教育支援、リフレッシュ機会の創出など、子どもの貧困解消に向け、安心して成長できる環境の整備について協議します。

主な実施内容

ヤングケアラー支援

(2) 障がいのある子どもへの支援

①障がいの早期発見・早期支援

- 早期療育が必要な児童には、早期からの継続したフォローに努めます。
- 子どもの様子や将来の不安を同じ立場だからこそ分かち合えるピアカウンセリング^{※3}の意義は大きいため、参加者とともに会のあり方について検討します。

主な実施内容

乳幼児健診事業／発達障がい児者及び家族等支援事業

②福祉サービスの充実

- 障がいのある子どもの日常的な生活のケアや指導、集団生活への順応訓練の実施など、園・学校・相談支援・通所事業所等と連携しながら、障がいのある子どもとその家族に向けたサービス提供を充実させます。

主な実施内容

障がい児通所支援事業／障がい福祉サービス／日中一時支援事業

③社会参加の促進

- 心身に障がいのある子どもがさまざまな状況の中で、自らの力を発揮できるよう園・学校・相談支援・通所事業所等との連携を図りながら、障がい福祉サービス等の利用をはじめ、きめ細かな対応を推進します。また、障がいのある子どもと親が地域の活動に参加し、地域とともに育つ支援を行います。

主な実施内容

障がい児通所支援事業／移動支援事業

④個性や能力を伸ばす支援

- 障がいのある子どもについて、その障がいの状態に応じて加配保育士・加配教諭及び特別支援教育支援員を配置するとともに、家庭と園や学校・関係機関との連携を図ります。また、障がいをもつ児童生徒がいきいきとした園生活・学校生活が送れるよう、個々の特性や発達段階に配慮しながら、個性や能力が最大限に伸ばせる特別支援教育の充実、推進を行います。

主な実施内容

加配保育士の配置／園巡回訪問支援／特別支援教育の実施

³ ピアカウンセリング…同じ障がい・境遇を持つ方同士で行うカウンセリングのこと。

(3) 子どもの貧困の解消に向けた対策の推進

①ひとり親家庭への支援の充実

- こども家庭センター内にひとり親家庭に対する窓口を設け、民生委員・児童委員・主任児童委員・関係機関等の連携体制を構築します。
- ひとり親家庭を中心に、経済的支援やこころの支え等が必要な家庭に対して、相談体制の充実、経済的支援策、就業支援策等について総合的な対策に取り組み、自立の促進につなげます。

主な実施内容

民生委員・児童委員・主任児童委員・関係機関の連携／相談対応／ひとり親家庭医療費助成制度の実施／児童扶養手当制度の周知啓発

②関係機関との連携による教育支援の推進

- 未就学児から教育機会の充実と教育の質の向上を図り、就学後も切れ目のない充実した教育提供ができる体制づくりに努めます。
- 児童生徒の学習意欲の向上と継続のために、勉強の悩みから友だちや家庭に関する不安や悩みまでを、児童生徒自身が気軽に相談できるように職員の体制を整備し、また児童生徒の不安や悩みの解消を手助けするために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と学校や福祉部署、教育部署が連携し、学校における福祉の相談窓口の充実を検討します。

主な実施内容

平等な教育機会の提供に向けた連携

③保護者の就労や経済支援の推進

- 生活安定に向けて、保護者の安定した就職先確保や、家庭でゆとりを持って接する時間を確保できる適正な労働環境の確保に努めるとともに、ひとり親のみならず、生活が困難な状態にある世帯については、状況に合ったきめ細かな就労支援に努めます。

主な実施内容

保護者の就労及び経済支援

④生活の安定に資するための相談支援等の推進

- 貧困に直面している家庭では、経済的な困難だけでなく、心理的なストレスや社会的な孤立感が伴うことが多く、家庭が抱える様々な問題に対して専門的なアドバイスや情報を提供することで、経済的な支援を受けるための手続きや、就労に関するアドバイス、子育てに関する相談など、包括的な支援につなげます。

主な実施内容

生活安定のための相談支援

⑤子どもの貧困に関する理解の促進

- 子どもの貧困解消には、理解の促進が不可欠です。教育現場や地域社会が協力し合い、広範な理解を深めることで、支援の手を広げ、子どもたちの未来を切り開く手助けができるよう、地域全体の意識を変えるための理解促進に努めます。

主な実施内容

子どもの貧困に関する情報の周知・啓発

子育てコラム ～未来を担う子どもたちのために～

生まれ育った環境によって、多くの家庭では当たり前の生活環境や教育の機会が得られない子どもたちがいます。経済的な困窮にとどまらず、学習面や生活面、心理面など様々な面において、子どものその後の人生に影響を及ぼします。



子育てや貧困の問題を家庭のみの責任とするのではなく、社会全体で解決することが重要です。平成26年に「子供の貧困対策の推進に関する法律」が成立して以来、政府は「教育の支援」「保護者の就労の支援」「生活の支援」「経済的な支援」を柱に、さまざまな対策を進めています。

その1つとして、支援したい人や企業と、草の根で子どもたちを支えているNPOなどの団体を結びつけ、支援の輪を広げる「こどもの未来応援国民運動」があります。

**未来を担う子どもたちの人生を希望あるものにするためには、
皆様のご理解とご協力が必要です。**

「子どもの貧困」について知りたい方、運動に興味のある方は
ぜひ一度ホームページをのぞいてみてください。



「こどもの未来応援国民運動」ホームページ▲

5 子どもが安全に過ごせるための環境づくり

(1) 子育てにやさしい環境の整備

①子育てにやさしい公共施設の整備

- 公共施設等において、子どもサイズの便器・手洗い器、ベビーベッド、ベビーチェア、ゆったりした化粧室等、子育て世帯が安心して利用できるトイレの整備を進めるとともに、授乳室の設置を推進します。

主な実施内容

子育て世帯にやさしいトイレ並びに授乳室の設置推進

②公園等の身近な遊び場の整備

- 遊具の点検・補修等の維持管理、公園の草刈・伐採等の維持管理を行うとともに、子ども自ら創意工夫できる遊び場づくりを推進します。

主な実施内容

遊具の点検・補修



(2) 子どもの命を守るための取組の推進

①安全でゆとりある道路交通環境の整備

- 妊産婦や子ども連れの方でも安心して利用できるよう歩車道の分離、カラー舗装等、道路環境の整備を推進します。
- 小中学校や保育園・幼稚園周辺に加え中山間地域についても、カーブミラー・防護柵等の安全施設の整備を推進します。
- いの町通学路交通安全プログラムに基づき、関係機関が連携して、児童生徒が安全に通学できるよう通学路の安全確保を推進します。

主な実施内容

歩車道の分離及び道路環境整備／カーブミラーの設置／防護柵等の設置／
通学路の安全点検及び対策の実施

②子どもの交通安全対策の推進

- 小学校で交通安全教室（年2回）を開催し、交通安全講話や信号機を使った歩行訓練等を行い、交通安全教育を推進します。
- 交通安全指導員・交通安全母の会・交通安全協会による朝の街頭指導、広報車による巡回広報等を実施します。
- 地域と連携し、実情に応じた交通安全看板を設置していきます。

主な実施内容

交通安全教室(年2回)の開催／交通安全街頭指導／交通安全看板の設置



③子どもや子育て世帯に対する防災・減災活動の推進

- 子どもや子育て世帯に対する災害時の避難行動や支援、学校や幼児教育・保育施設の対応等について、関係機関と連携を図り、防災教育を推進していきます。
- 自主防災組織等が行う防災訓練や防災学習会、広報誌や防災行政アプリを通じて、適切な避難行動等について情報発信していきます。
- 行政が策定するマニュアルを適宜更新し、住民自身が計画する防災マニュアルの策定に向けて継続した支援を実施していきます。
- 自主防災組織等が行う防災訓練や防災学習会を積極的に支援し、地域防災力の向上を図ります。

主な実施内容

防災教育の推進／災害時の避難行動等に関する情報発信／防災マニュアルの策定と更新
自主防災組織の訓練や学習会

④児童虐待における関係機関との連携

- 教育部署と福祉部署が園、学校等への同行訪問を行い、関係機関の連携を強化し、児童虐待への早期発見・早期支援、未然防止に繋がります。
- 日ごろから虐待に気付いた周囲が相談できる窓口の周知を図ります。
- 11月の児童虐待防止推進月間等に児童虐待問題に対する社会的関心の喚起を図るため、啓発活動を行います。

主な実施内容

定期的な園、学校訪問／啓発ポスターの掲示／虐待の相談窓口の周知と啓発活動

⑤要保護児童対策地域協議会の充実

- 要保護児童対策地域協議会構成機関のそれぞれの強みを活かした支援を展開することで、虐待の課題改善を図ります。

主な実施内容

要保護児童対策地域協議会の運用と地域の対応支援力向上

(3) 子どもを犯罪から守るための活動の推進

①登下校時の安全の確保

- スクールガード・リーダーによる学校内外の巡回、地域ボランティアの見守りや、地域の方の散歩などの際の「ながら見守り」等により、登下校時の安全の確保を図ります。

主な実施内容

スクールガード・リーダーによる見守り活動／「ながら見守り」の実施

②防犯意識の向上

- 警察等の関係機関と連携した「防犯教室」を実施します。

主な実施内容

防犯教室・不審者対応訓練等の実施

③子どもや保護者に対する有害情報に対する教育・啓発の推進

- ポスター掲示等により、児童生徒や保護者に向けた啓発活動を実施します。
- 関係機関が発行するチラシ配布等により、児童生徒や保護者に向けた啓発活動を実施します。
- 広報誌等を活用した情報提供を通じて、児童生徒や保護者に向けた啓発活動及び情報提供を行います。

主な実施内容

防犯教室の実施／ポスターの掲示／チラシの配布／広報紙等を活用した情報提供

④子どもたちの安全を確保するための情報の提供

- 防災・行政アプリを通じて、不審者事案等を発信します。また、各関係機関にメールやFAX等で注意喚起を行います。
- 広報活動等を通じて、より多くの家庭や店舗等にこども110番への参加を呼びかけ、地域の安全意識の向上を図ります。

主な実施内容

不審者情報の発信／こども110番などの普及、促進

⑤性犯罪や性暴力への対応強化

- 教育機関、医療機関及び保健機関等の連携により、性感染症や性についての正しい情報（妊娠出産、避妊、性感染症等）を学ぶ機会を設け、性に関する教育と正しい知識の普及に努め、性犯罪等に巻き込まれないための意識啓発を行います。

主な実施内容

性に関する正しい知識の普及啓発

⑥インターネットの利用に関する対策

- インターネットやスマートフォン（携帯電話）の適切な利用について、地域・保護者・児童生徒等に広報啓発を行います。
- デジタルリテラシーの強化と地域全体での啓発活動の拡充にも取り組みます。

主な実施内容

デジタルリテラシーの向上

子育てコラム ～子どもとインターネット～

現代の子どもたちは、インターネットにアクセスする機会が増え、情報収集やコミュニケーション、学習など多岐にわたる用途で活用しています。しかし、便利な一方で、いじめや犯罪に巻き込まれるなどのリスクも伴います。

子どもたちがインターネットを安全に利用するためには、教育やコミュニケーションが不可欠で、親や教育者が積極的に関与し、子どもがインターネットを使いこなす力を育てることが、未来の社会で必要なスキルを身につける手助けになります。

総務省では、便利なツールとしてのインターネットを活用しながら、安全に楽しむ方法をまとめた利用ガイドサイトを開設しています。

上手にネットと付き合う
デジタル時代の子育てについて、
一緒に考えてみましょう。



総務省 | 上手にネットと付き合おう！安心・安全なインターネット利用ガイド▲



第6章 推進体制



1 計画の推進体制

本計画の推進は行政だけでなく、さまざまな分野でのかかわりが必要であり、家庭・地域・子育て支援団体・保育園・幼稚園・認定こども園・学校・その他関係機関等との連携を図りながら、総合的かつ効果的な計画の推進を図ります。

2 計画の進捗状況の管理・評価

本計画に基づく施策を推進するため、子育て支援の関係者や町民によって進捗状況を管理・評価する組織として「いの町子ども・子育て会議」を設置します。

また、施策の実施にあたっては、柔軟で総合的な取組が必要であることから、検証した結果に基づき、必要に応じ改善を図るため、各年度実施状況等について点検・評価を行い、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保の方策」等に変更がある場合には、計画の見直しを検討します。



資料編



1 いの町子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月30日

条例第21号

(設置等)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、いの町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置するとともに、会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 会議は、委員20名以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関し学識経験を有する者その他町長が適当であると認める者のうちから、町長が委嘱し、又は任命する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、委嘱され、又は任命された時における当該身分を失ったときは、その職を失う。

(会長及び副会長)

第5条 会議に、会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けた場合は、その職務を代理する。

(会議)

第6条 会議は、会長が招集し、その議長となる。ただし、最初に開かれる会議は、町長が招集する。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、委員の合議によるものとする。

(関係者の出席等)

第7条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、及び意見を求めることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例の一部改正)

2 地方自治法第203条の2の規定による者の報酬及び費用弁償の額並びにその支給方法条例（平成16年いの町条例第38号）の一部を次のように改正する。

別表に次の1項を加える。

いの町子ども・子育て会議委員	日額 7,700円	町長旅費相当額	
----------------	-----------	---------	--

附 則（令和5年3月24日条例第10号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

2 子ども・子育て会議委員名簿

(委嘱期間 R6.1.17～R8.1.16)

	所属機関・団体等	氏名	備考
1	のぞみ教室室長	石川 正康	
2	いの町民生委員児童委員協議会連合主任児童委員	井上 美佐子	
3	公募委員	岡林 沙織	
4	仁淀病院小児科医	倉 繁 迪	
5	本川へき地保育園	小泉 清人	
6	子育て支援ソーシャルワーカー	上妻 智子	
7	学識経験者	才賀 敬	～R6.12.16
8	伊野保育園長	坂本 弥生	
9	育児支援員	中野 登志子	
10	ファミリーサポートまかせて会員	西内 景介	
11	学識経験者	日向 國雄	R6.12.17～
12	いの町民生委員児童委員協議会連合主任児童委員	宮田 幸子	
13	吾北小学校保護者	山崎 水南実	
14	認定こども園ごほく園長	吉門 美之	
15	天神保育園長	吉松 美奈子	

(敬称略)

3 策定経過

年 月 日	項 目	内 容
令和6年 1月12日～26日	アンケート調査の実施	○就学前児童保護者 ○小学生保護者
8月5日	令和6年度 第1回いの町子ども・子育て会議	○ニーズ調査について ○第3期事業計画について（骨子案） ○その他
11月21日	令和6年度 第2回いの町子ども・子育て会議	○第3期事業計画について（素案） ○その他
12月6日～27日	パブリックコメント	
令和7年 2月17日	令和6年度 第3回いの町子ども・子育て会議	○計画の承認 ○その他

第3期いの町子ども・子育て支援事業計画

令和7年度～令和11年度

発行年月：令和7年3月

発行：いの町 教育委員会事務局

〒781-2193 高知県吾川郡いの町1700番地1

電話：088-893-1922